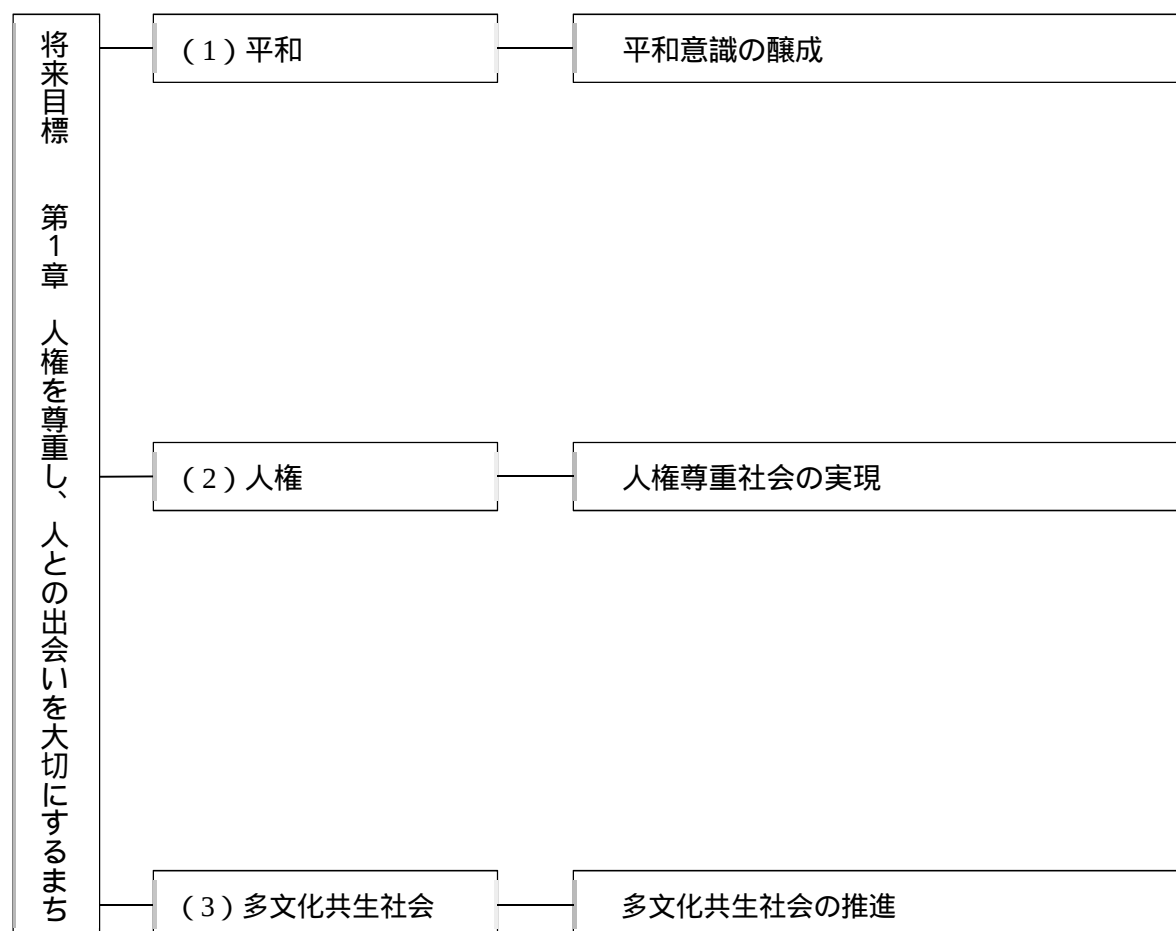


第 1 章 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち



(1) 平和

平和意識の醸成

～ 全世界の人々が平和な環境で暮らせるよう、平和意識の醸成に努めます～

施策を取り巻く状況

■ 現状

本市は、昭和 33 (1958) 年に人類普遍の願いである平和を願い、平和都市宣言を他の地方公共団体に先駆けて行いました。

平和都市宣言及び鎌倉市民憲章の精神に基づいて、平和のつどいなど平和意識の醸成を図るための平和推進事業を、市民主体で行ってきており、地域社会の平和意識が高いことは本市の特徴であり次世代に引き継ぐべき資産であるといえます。

しかしながら、平和推進事業への若い世代の参加が少なく、参加者の高齢化が進んでいます。また、戦争体験者など平和の大切さを直接訴える語り部の方々も高齢化が進み、鎌倉市に限らず、全国的に「戦争の語り部」が少なくなっています。

■ 課題

- ・ 平和に係る関心の一層の喚起と次世代への継承
- ・ 若い世代を中心とした平和事業への参加の促進

目標とするまちの姿

誰もが平和な環境で暮らすことができる世界（社会）を築くため、平和都市宣言及び鎌倉市民憲章の精神を市民間で共有し、鎌倉から平和の大切さを広く世界へ発信しています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・ 市民憲章と平和都市宣言の認知度				
・ 平和推進事業への参加者数				
・ 平和推進事業参加者が平和の大切さを感じたと回答した人の割合				

主な取組

(1) 平和意識の醸成

平和意識の醸成や平和について考える機会を広く市民に提供するため、身近な場での啓発事業を実施します。

(2) 人権

人権尊重社会の実現

～一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします～

施策を取り巻く状況

■現状

本市では、人権をめぐるさまざまな状況を踏まえ、平成 16 (2004) 年に、人権施策を推進していくうえでの基本的な方向性を示す「かまくら人権施策推進指針」を策定しました。しかし、今なお、人種や国籍、性別や性的指向、障害などによる差別や、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、さまざまなハラスメントなど人権を著しく侵害する犯罪も増加しています。

性別による差別の解消など、男女共同参画社会を実現するためには、なお一層の努力が必要なことから、平成 19 (2007) 年 1 月に鎌倉市男女共同参画条例を施行しました。しかしながら、市や民間団体等における女性の意思決定過程への参画はいまだ十分とは言えない状況にあります。

■課題

- ・人権意識の啓発及び人権教育の推進
- ・多様化する人権問題への対応
- ・あらゆる分野において、誰もが意欲に応じて参画し活躍できる社会の実現
- ・男女共同参画推進のための啓発の強化
- ・市及び民間団体等における女性の意思決定過程への参画促進

目標とするまちの姿

市民一人ひとりが、社会との関わりを持ち、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、生涯安心して自分らしく暮らすことのできるまち（以下「共生社会」という。）となっています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・職場や地域等身近なところで「人権問題がある」「人権問題の可能性ある」と回答した市民の割合				
・困りごとがあったときの相談場所の認知度				
・議会、審議会等の男女比割合 (SDGs 5.5.1)				

・性別により固定的な役割分担に対する市民意識（男性は仕事、女性は家事・育児といった考えに同意しないと回答した市民の割合）（SDGs 5.4）				
・市役所における管理職に占める女性の割合（SDGs 5.5.2）				
・市内企業における管理職に占める女性の割合（SDGs 5.5.2）				
・暴力、虐待等を受けた際の相談窓口の認知度（SDGs 16.1.3）				
・「女性のための相談窓口」への相談件数（SDGs 16.1.3）				
・「女性のための相談窓口」で相談を受けて保護した件数（SDGs 16.1.3）				

主な取組

(1) 人権意識の醸成

市民一人ひとりが、人権に関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発に努めます。

また、関係機関と連携し、人権に関する相談・救済支援体制を充実させるなど、人権施策の推進を図ります。

(2) だれもが参画できる社会の推進

社会のあらゆる分野における活動にだれもが参画できる社会をめざします。

また、政策・方針決定の場など、意思決定過程において、特に女性の参画とともに意見が反映される社会を推進します。

(3) 多文化共生

多文化共生社会の推進

～さまざまな国籍・文化の人々が安心して暮らせる社会をめざします～

施策を取り巻く状況

■現状

国際的な移動コストの低下や情報通信サービスの高度化、低コスト化などにより、人、資源、金、技術、情報などが国境を越えて移動するグローバル化がますます加速し、私たちの生活のあらゆる分野に浸透しています。

生産年齢人口が減少する中で、日本で学び、活動する外国人は増え続けており、平成 30 年 12 月 14 日に公布された「入管法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、今後こうした外国人は一層増加すると見込まれています。

市では、市民の多文化共生社会への関心の喚起と理解促進に向けて、情報提供や啓発の強化、交流の機会提供などに取り組んでいます。

■課題

- ・多文化共生への関心の喚起と理解の促進
- ・外国籍市民が暮らしやすい生活環境の整備
- ・市民と外国籍市民の交流の機会の充実

目標とするまちの姿

国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め合い、相互に交流、協力しあうことで、共生社会への取組が進んでいます。また、さまざまな国籍・文化の人々が安心して快適に生活できる環境が整備されています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・国際交流に参加したいと思う人の割合				
・国際理解が進んだと回答した人の割合				
・国際交流が進んでいると感じている市民の割合				
・外国籍市民が住みやすいと感じている割合				

主な取組

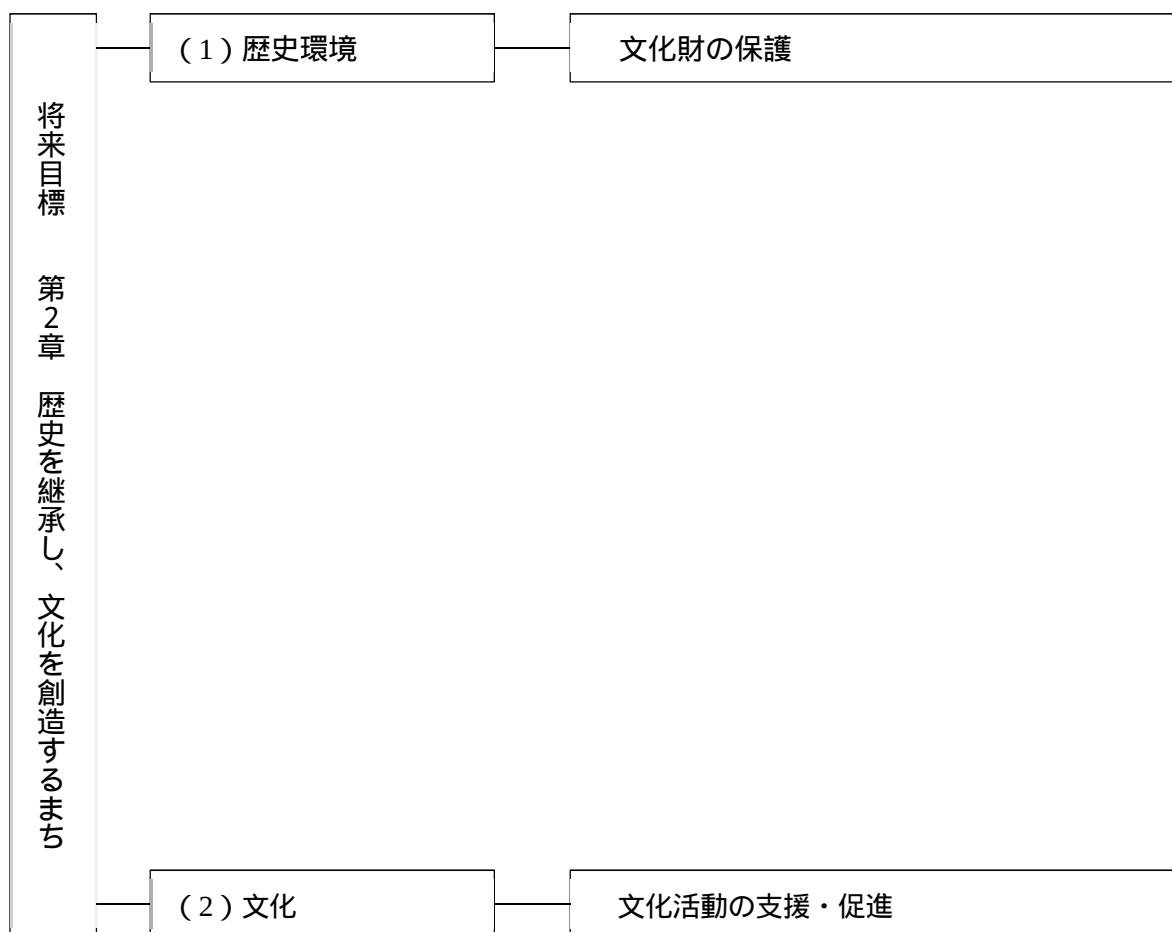
(1) 国際理解・交流・協力活動への支援・促進

市民・市民団体と連携しながら講座やイベントを開催するとともに、学校教育の場での国際理解教育を通じて、市民の国際理解の促進を図ります。

(2) 外国籍市民が暮らしやすい環境の整備

外国籍市民への行政情報の提供や、学校教育の場での対応の充実に努めます。

第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち



(1) 歴史環境

文化財の保護

～鎌倉に豊富にある貴重な文化財の調査・研究を進め、指定や保存修理、公有地化や整備の実施により適切に保存・管理していくとともに、整備による公開、展示、啓発事業の実施により積極的な活用、情報発信を進めてその価値を広く周知し、未来へと確実に引き継ぎます～

施策を取り巻く状況

■現状

本市は、中世の政治の中心地であったため、有形・無形文化財、民俗文化財、記念物等の文化財が多く存在しています。中世都市遺跡を中心とした埋蔵文化財包蔵地及び指定史跡の範囲は市域の6割以上を占めており、過去40年以上にわたって実施されてきた発掘調査により、豊富で多種多様な文化財が発見されています。また、文化財を有している社寺、地域、市民等の理解と協力により、貴重な文化財の活用・継承を進めています。

国宝館や歴史文化交流館といった文化財に親しむことができる施設を拠点としながら、エコミュージアムを形成することが可能な、多彩な文化財が市内のさまざまな場所に分布しています。

文化財は、その数、種類が極めて多いため、これらの適切な保護に向けた調査・研究が十分とは言えません。また、出土品を含む貴重な文化財の適切な保存・活用のための保管スペースと環境が十分ではないため、寄贈等を全て受け入れられない状況です。貴重な文化財を後世に確実に引き継ぐためには、適切な時期に整備や修理を実施していく必要がありますが、修理内容を適切に判断するための専門的人材の確保や、必要な財源を安定的に確保することが難しい状況です。

我が国初の本格的な武家政権発祥の地である本市には、鶴岡八幡宮境内や北条氏常盤亭跡、永福寺跡など31箇所の国指定史跡があり、県指定、市指定を含め市内に42箇所の史跡があります。このうち、永福寺跡については、平成29年度（2017年度）に大規模整備を終了し一般公開を行っています。

多くの人々に史跡の価値を知っていただき、貴重な史跡の更なる保護を進めるため、より多くの史跡の公開活用が求められています。しかし、史跡の保存のため、史跡指定地の公有地化を進めていますが、史跡数が多く範囲も広いため現状では最低限の維持管理にとどまり、十分な公開活用に至っていない場所が多くあります。史跡指定地の公有地化は土地所有者からの要望を前提に進めていますが、史跡の価値の保全や公開活用のための公有地化を優先的に進めているため、要望にすぐに応えられない状況となっています。

郷土芸能は地域住民の努力により継承されてきていますが、少子高齢化等により後継者が減少してきており、今後活動の継承が困難になることが予想されます。

■ 課題

- ・ 出土品を含む文化財の恒久的かつ適切な保管場所の確保
- ・ 文化財に係る専門的人材の確保や財源の安定的な確保など保護・継承体制の強化
- ・ 史跡の公有地化と公開活用
- ・ 学校教育や生涯学習などでの文化財や史跡の活用
- ・ 郷土芸能の保存と継承

目標とするまちの姿

文化財の保護や、史跡の保全が図られるとともに、市民等が触れることのできる形で活用や情報発信が行われています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・ 遺跡調査速報展の来場者数				
・ 鎌倉の史跡を訪れたことがある人の割合				
・ 鎌倉の史跡の認知度				
・ 史跡の公有地化面積の割合 (SDGs 11.4.1)				
・ 指定文化財の数(SDGs 11.4.1)				
・ 小中学生の来館者数				
・ 国宝館、歴文館の認知度、行ったことがある人				
・ 鎌倉の文化財にふれあったことのある人の割合				
・ 郷土芸能団体数				
・ 郷土芸能の認知度、ふれあったことがあるか。				

主な取組

(1) 文化財の保護及び継承体制の充実

貴重な文化財を、後世に確実に引き継いでいくため、調査・研究の成果に基づき指定・登録を進めるとともに、適切な保存修理、整備等を実施します。

(2) 史跡の公有地化、整備・管理

貴重な史跡を保全していくため、国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内（御谷地区）、北条氏常盤亭跡等の保全及び新たな歴史的・学術的に重要な遺産については、必要に応じて公有地化を進めるとともに、公開活用に向けて適切な管理及び整備手法の検討を進め、積極的な公開・活用を図ります。

(3) 情報発信の充実

市民が気軽に文化財や史跡に触れるため、国宝館ならびに歴史文化交流館において、保管する文化財や鎌倉に関わる資料等を、市民や鎌倉への来訪者に向けて一般公開します。また、研究成果の公開の場として講座を開催するなど、公立博物館として生涯学習事業・学校教育事業を支援します。

(4) 伝統芸能の保存・継承

伝統芸能を保存・継承するため、後継者の育成や資料の保存を図ります。

(2) 文化

文化活動の支援・促進

～ 伝統と先端の融合を図り、文化価値の創造と発信を以って、文化芸術の振興を進めます～

施策を取り巻く状況

■現状

本市は、進取の気性に富んだ感性豊かな市民に恵まれており、市民の自主的で創造的な文化活動が活発に行われており、伝統的な文化の継承とともに、新しい文化を創造する活動も見られます。

本市は、文化財や史跡、伝統芸能など、歴史的に受け継がれてきた文化的資産のほか、近代鎌倉の風土が生み出した本市ゆかりの文学や絵画などの作品が多くあり、文化活動に活用可能な地域資源に恵まれています。

今後、各種文化施設の維持管理に係る経費や、鎌倉芸術館をはじめ設備等が老朽化した施設の修繕費など、文化活動の拠点となる施設を適切な状態に維持していくための財源の確保が必要となります。

文化活動をより一層活性化するためには、その担い手を確保することが必要ですが、中長期的に本市の生産年齢人口が減少していく中で、こうした人材の確保が困難となっています。

■課題

- ・ 情報や活動・交流の場の提供など市民主体の文化活動の支援
- ・ 持続的安定的な施設運営のための維持管理コストの確保
- ・ 文化活動の担い手の発見と発掘

目標とするまちの姿

鎌倉のまちがこれまで歩んできたそれぞれの時代の文化を学び、そして触れることのできる環境が整っています。市民が質の高い文化に触れ、また、文化芸術活動の推進が図られることで、市民等の自主的な文化芸術活動が日常的に展開され、新たな文化の創造・発信が常に行われています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・「文化活動が活発であり、新たな文化の創造・発信を行っているまち」だと感じている市民の割合				
・市民文化祭における参加者及び観覧者数				
・文化にふれあいたいと感じる市民の割合				
・市の文化施設を利用したことがある、利用したいと思ったことがある数				
・施設の認知度				
・市主催事業への参加者数				

主な取組

(1) アートマネジメントの充実

より多くの市民が質の高い芸術に触れる機会を提供するため、芸術文化に関する情報を収集します。また、文化施策の研究と検討、企画立案を行います。

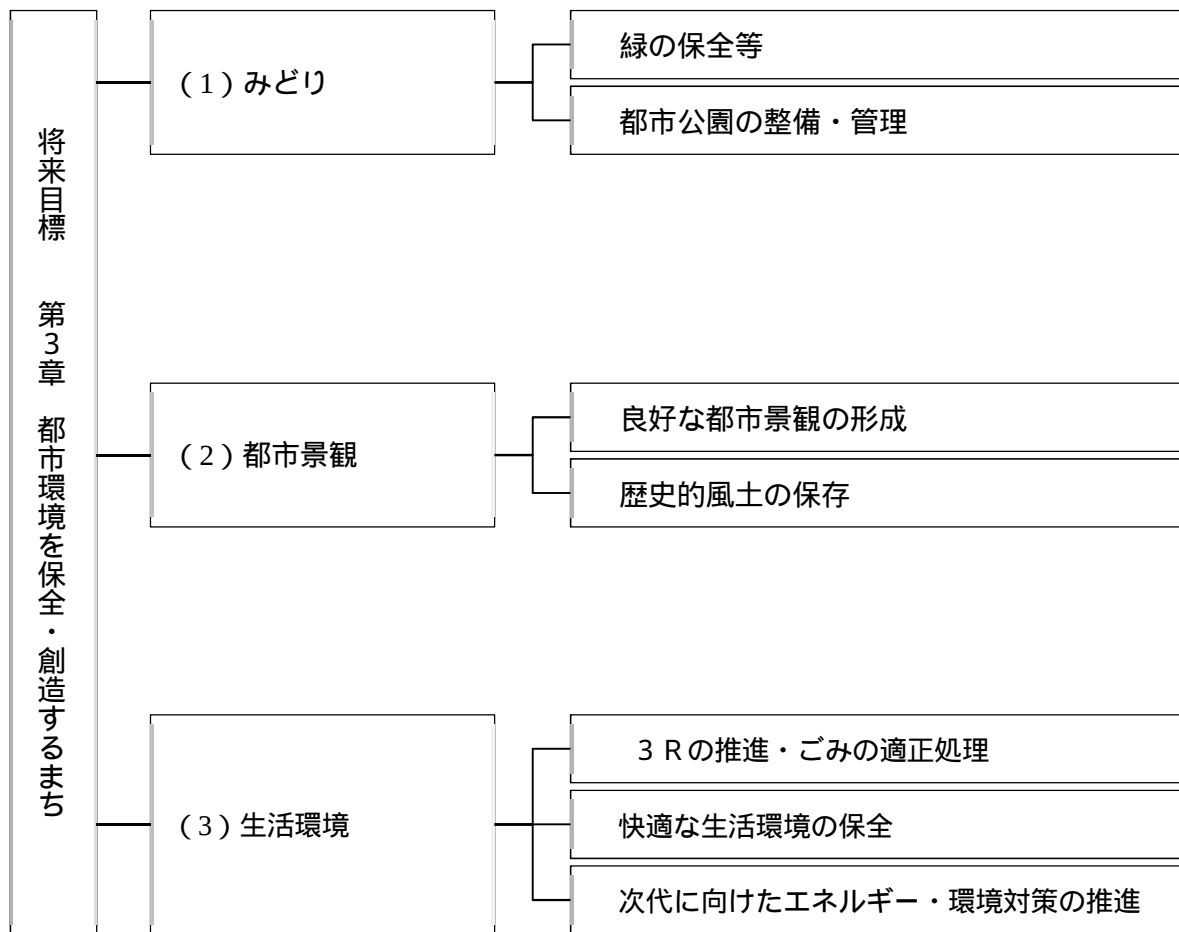
(2) 参加・鑑賞機会と場の提供

多くの市民が鎌倉の特有の文化に気軽に触れるため、芸術文化振興の拠点となる市の施設が適正に維持・管理されるとともに、文化の質的向上と豊かな市民生活に寄与する文化事業を実施し、市民の文化活動への参加・鑑賞や場の提供を行います。

(3) 文化・芸術活動の発信

鎌倉ゆかりの文化芸術の功績、資料等を広く市民等へ知らせるとともに、後世に伝えます。

第3章 都市環境を保全・創造する



(1) みどり

緑の保全等

～緑の基本計画に沿って、緑地の保全、民有緑地の所有者に対する維持管理の支援、緑地維持管理の担い手の育成及び都市緑化を推進します～

施策を取り巻く状況

■現状

緑は、市民生活にうるおいとやすらぎを与えるとともに、生態系の維持、大気の浄化、災害防止などの役割を果たしています。

本市では、平成 8 年（1996 年）に全国に先駆けて「鎌倉市緑の基本計画」を策定し、地域制緑地の指定等により多くの緑地を保全しています。

本市では、緑地保全や都市緑化への市民意識が高く、土地所有者をはじめとした市民の協力を得ながら、民有緑地の維持管理や接道緑化への支援制度を実施しています。また、市民、公的な緑化推進団体との連携により、啓発活動や緑地管理の担い手の育成を行っています。

平成 24 年（2012 年）の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」の施行に伴い、都市緑地法が改正され、神奈川県から特別緑地保全地区における行為許可や土地の買入れなど一部の権限や事務が本市へ譲渡されたことにより、新たな役割や財政上の負担が増えました。

本市の緑は多くが民有地で占められており、個人・法人の土地所有者により支えられていますが、緑地保全が進んだ一方で、民有緑地においては土地所有者の高齢化や相続等に起因して、所有地の所在や範囲等が不明瞭になるなどの課題もあり、このような状況は、永続的な緑の保全と質の確保に対する脆弱性を有しています。

また、民有緑地の周辺住民から管理に係る要望が継続的に出されていますが、樹木が大径化していることで専門業者による作業が必要となるなど、特に住宅地に接する縁辺部において、土地所有者の管理負担が増しています。

■ 課題

- ・都市環境を支える緑の保全・創造への継続
- ・樹林管理事業や保存樹木等の土地所有者支援制度の効果的な運用の検討
- ・緑地の維持管理の担い手育成の充実
- ・民有緑地の買入れによる公有地化に伴う財源確保

目標とするまちの姿

緑地が良好に維持されることで、その機能が十分に発揮され、快適で災害に強い都市環境が保全されています。市街地の緑を維持管理する担い手が充実し、また育成が継続的に行われ、市民の自発的な活動が活発に行われています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに市民がみどりとふれあえるよう積極的な活用を図っていると思う市民の割合				
・緑地保全基金への寄附金額				
・緑被率（SDGs 15.1.1、15.4.2）				
・まち並みのみどりの奨励事業による接道緑化の延べ延長				
・緑地保全契約保存樹林指定件数、指定面積				
・緑のレンジャーの継続率				

主な取組

(1) 緑の質の充実

国・県と協力しながら、広域的な視点に立った緑地保全を図るため、古都保存法等による地域制緑地の土地所有者への支援を継続することで、緑の質の充実に努めます。

(2) 身近な緑の保全・創造

市民の自発的な緑化活動を支援するため、まち並みのみどりの奨励事業を始めとした支援制度を運用します。

都市公園の整備・管理

～利用者の多様なニーズに対応するとともに都市環境の保全・創造に資する魅力的な都市公園を整備・管理します～

施策を取り巻く状況

■現状

本市は、都心への通勤圏内でありながら、市域の約 1/3 が樹林地、約 55% が風致地区であるなど、緑に恵まれた地域です。この豊かな緑を都市公園として保全・有効活用することにより、多様な動植物と共生しながら市民・来訪者に安らぎと健康をもたらすとともに、都市環境負荷の軽減や防災にも寄与しています。こうした緑の多面的な魅力や機能が本市の都市としての価値を高め、持続的な生活・経済基盤の形成に貢献しています。

市は、昭和 41 年（1966 年）に開園した鎌倉海浜公園をはじめ、これまでに寄付受納や買入れなどによる都市公園や緑地の積極的な整備と適切な維持管理、更新に取り組むことにより、良好な都市環境の形成に寄与する豊富で質の高い都市の緑を形成しています。

社会資本整備総合交付金の交付額の減少や公園用地取得事業の原資として活用されてきた鎌倉市緑地保全基金残高の減少など、今後は都市公園の増加に反して管理経費の財源が不足することが懸念されます。

市民との協働も進めていますが、参加人数や活動内容が縮小傾向にある地域もあり、また、市民の協力に過度に依存することは望ましくありません。

財源や体制が不十分であることから、一部の都市公園で施設の老朽化や維持管理状態の低下が進みつつあり、利用度や存在価値の低い都市公園が増えています。

■課題

- ・緑地ごとの的確な保全・管理・活用方針の確立
- ・計画的な施設の修繕・更新、植生管理

目標とするまちの姿

市民のライフスタイル・ニーズの変化に対応し、また、地域性や規模に応じた都市公園の機能更新が進み、市民等の憩いの場所となっています。地域のコミュニティの場として、また、防災、環境負荷軽減など安全で安心な都市環境形成に重要な役割を果たしています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・一人当たりの都市公園面積 (SDGs 11.7)				
・誰でも身近に利用できる公園 になっていると思う市民の割合				
・公園遊具の健全度				

主な取組

(1) 多様な都市公園の整備

山崎・台峯緑地などの整備を進めるとともに、市民のライフスタイルやニーズの変化に対応した都市公園整備に努めます。

(2) 都市公園の適正な管理

老朽化した公園施設の計画的な修繕や更新を行い、都市公園の魅力向上とライフサイクルコスト軽減を図ります。

(2) 都市景観

良好な都市景観の形成

～市民等の建築行為等を、一定規模以上の行為届出によって景観計画に沿った都市景観に誘導するとともに、景観重要建築物等の保全により現在の鎌倉の景観を継承していきます～

施策を取り巻く状況

■現状

歴史的遺産が豊富で、四季の移ろいの変化が美しい本市は、わが国を代表する古都として多くの人々に親しまれています。古都の山々に囲まれた地域に点在する寺社は、普遍的価値を有する世界的な遺産であり、その歴史と自然が織り成す古都の景観は、鎌倉の魅力の一つでもあります。また、三方を山に囲まれ、南に海が開けるといふ恵まれた自然環境の中で、人間活動にとって最適な規模（ヒューマンスケール）を持つコンパクトな都市といえます。鎌倉の都市景観の特色は、丘陵地の緑に囲まれ海に開かれた「古都鎌倉」と、商工業の栄える「新しい鎌倉」の2つの顔です。

寺社や切通し、古くからの建築物など、歴史的文化的価値を有する景観資源が周囲のまち並みや自然的環境と程よく調和し、鎌倉らしい都市景観を創り出しています。しかし、これまで景観創出に貢献していた景観重要建築物等について、その存続が危ぶまれています。また、旧華頂宮邸については、修繕工事が必要な時期にきています。そして旧村上邸は市民と一体となって今後さらなる活用が望まれます。こうした景観重要建築物等を適切に管理・保全し、現在の鎌倉の景観を未来に継承していくことが望まれます。

本市では、景観法に基づく景観計画の策定や景観地区の指定により、良好な景観形成に向けた基盤づくりを推進する制度を整えてきており、市民等の建築行為等を一定規模以上の行為の届出によって魅力ある都市景観の形成に努めています。これまでの取組の成果を踏まえ、平成 29 年（2017 年）に景観条例を、平成 29 年（2018 年）に景観計画を改定しました。しかし、急速な土地利用の転換などにより、鎌倉の良好な景観的特性が失われたり、景観的まとまりが薄くなっている箇所が見受けられます。市内の地形的特性を視察できる公共性の高い眺望点の確保や、自主まちづくり計画の地区計画化、低層を基調としたヒューマンスケールなまち並の維持など、景観計画を着実に推進することによって、地域に根ざした景観のまとまりを取り戻していくことが欠かせません。

平成 23 年（2011 年）に指定した景観整備機構による景観形成協議会の支援など、市民・事業者・NPO 等との協働が進んでおり、景観を支える施設利用についての市民の意見も十分に吸い上げながら、さらに景観形成に関する協働を充実させる必要があります。

県屋外広告物条例や景観計画に基づき、市の特性に応じた屋外広告物の誘導を行うことにより、

違法な屋外広告物の量は大幅に減少しました。しかし、掲出方法を含めた屋外広告物の質を高めることへの要望が寄せられており、建築物と一体となり都市景観を構成している屋外広告物については、良好な都市景観の維持向上を図るために、市独自の屋外広告物条例を制定する必要がありますが、制定に向けては、現行法令の中で存在する違法看板の取締を強化する必要があります。

■課題

- ・まち並みと調和した景観形成
- ・景観重要建築物等の適切な管理・保全
- ・地域に根ざした景観のまとまりの創出・回復
- ・市民・事業者・NPO等との協働の推進
- ・屋外広告物の適正な規制・誘導

目標とするまちの姿

都市の歴史を彷彿させ、また、自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観が形成されています。また、市民・事業者・NPO等の協力により、景観資源を活用した地域毎の個性豊かなまちづくりが推進されています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに市民がみどりとふれあえるよう積極的な活用を図っていると思う市民の割合				
・豊かな歴史的遺産が大切に保全され、伝統的な文化が保存・継承されているまちだと感じている市民の割合				
・市内の屋外広告物に一定の制限があることを知っている割合				
・鎌倉のまち並みに個性を感じる市民の割合				

主な取組

(1) 良好な都市景観形成の誘導

魅力的な都市景観を形成するため、鎌倉の自然環境と歴史的遺産が融和した景観特性に配慮し、地域の個性を生かした景観形成を推進します。また、商業地、工業地及び住宅地などそれぞれの形態に合わせた都市の活力や地域イメージの向上のため、土地利用計画に沿った景観形成を誘導します。特に、景観的な配慮が求められる地区では、重点的に景観形成を進めます。

(2) 地域固有の景観資源の保存活用

景観資源を活用し、地域毎の個性豊かなまちづくりを行うため、固有の景観資源である歴史的建造物を保全するとともに、地域コミュニティの醸成、地域経済の活性化の役割を持たせた活用を行うことにより、それぞれが互いに作用しあい、経済・社会・環境の好循環を創設し、取組を推進していきます。

歴史的風土の保存

～歴史的遺産と周囲の自然的環境の一体的な保存を推進、本市の歴史的風土の保存を図ります～

施策を取り巻く状況

■現状

本市に存する豊かな歴史的風土は、古都保存法によって、歴史的遺産と周囲の自然的環境が一体的に保存され、世界に誇れるものとなっています。一方、同法に基づく県による買入れ地が約197.4haに上り、その維持管理が課題となっています。

鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画では歴史的風土特別保存地区の指定基準が示されており、かながわ生物多様性計画（都道府県広域緑地計画）及び鎌倉市緑の基本計画では、同地区の指定拡大の方向性を示しています。

樹林地の保存管理については、公共による管理に加えて、市民等の民による維持管理を後押しする制度の充実が必要です。

「歴史的遺産と共生するまちづくり」に向け、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」の策定に取り組み、平成28年（2016年）1月に国から認定を受けました。さらに、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の策定作業を通して、日本遺産認定に向けてのストーリー作成の目的が立ったことから、登録申請を行い、平成28年（2016年）4月に「日本遺産（Japan Heritage）」として認定されました。

歴史的風土保存区域内において、緑地の維持管理が課題となっている土地があります。

■課題

- ・歴史的遺産と一体的に構成される山稜部の保存・管理
- ・歴史的風土特別保存地区の指定拡大
- ・日本遺産としての歴史風致維持向上
- ・市民協働による保全管理を促進する制度充実
- ・民有緑地の適切な維持管理

目標とするまちの姿

国指定史跡、歴史的風土保存区域内の枢要な地域に恒久的保存措置が施され、歴史的遺産と自然的環境が保存されています。歴史的風土保存計画に基づき適正な保存・活用が行なわれています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・「豊かな歴史的遺産が大切に保存され、伝統的な文化が保存・継承されているまち」だと感じている市民の割合				
・歴史風土特別保存地区の指定面積 (SDGs 11.4.1)				

主な取組

(1) 歴史的風土の保存

国民の財産である歴史的風土を守るため、風致地区条例などの法令に基づき、風致地区内行為許可事務等、を行います。また、歴史的風土保存区域内の枢要な地域の歴史的風土特別保存地区指定拡大に向け、指定権者である県と調整を進めます。

(3) 生活環境

3 R の推進・ごみの適正処理

～SDGs の目標達成及び「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けて、市民、事業者、市の適切な役割分担と連携・協働で、3 R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）を推進します～

施策を取り巻く状況

■現状

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルによって、天然資源やエネルギーが大量に消費され、環境への負荷が大きくなっています。減量・資源化施策には分別に対する理解や協力が必要不可欠なものです。取組を実施する市民の意識の高さが特長として挙げられます。

市民、事業者、市が一体となり、さまざまなごみの資源化に取り組んできた結果、ごみ焼却量は減少しました。一方で、家庭や事業所からの一人あたりのごみ・資源物発生量（総排出量）は近隣市町と比べても未だに多く、さらなる削減の取組が必要です。

家庭系ごみの戸別収集モデル事業の実施、事業系ごみの分別の徹底、家庭用生ごみ処理機の普及促進等により、ごみの減量・資源化を進めています。リサイクル率は県内で1位（平成28年度）ですが、ここ数年は横ばいになっており、取組の継続と改善が必要です。

廃棄物処理施設の建設に係る合意形成が困難な状況である中、安定的で持続可能なごみ処理体制を構築するにあたって、中長期にわたるごみ処理施設の整備計画及びごみ処理体制に関する方針を決定していく必要があります。

■課題

- ・家庭や事業所からのごみ・資源物総排出量の削減
- ・リサイクル率の維持・向上
- ・安定的で持続可能なごみ処理を目的とした長期ごみ処理体制の構築

目標とするまちの姿

「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けて、市民、事業者、市等が連携・協働してごみの発生抑制を最優先とした3 R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が進み、循環型社会が形成されています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・ 市内のごみの焼却量 (SDGs 12.3.1)				
・ リサイクル率 (SDGs 11.6.1)				
・ 市民 1 人あたりのごみの排出量 (SDGs 11.6.1)				
・ 使い捨てプラスチック製品を使用し ないように心がけている市民の割合				
・ マイバックの利用率				
・ ごみの資源化品目の数				
・ 危険有害ごみの発生量 (SDGs 12.4.2)				
・ リサイクルされた物質の量 (SDGs 12.5.1)				
・ フードドライブに集まった食材の量 (SDGs 12.3.1)				
・ 環境教育の人材派遣回数 (SDGs 12.8.1)				
・ 環境教育の参加人数 (SDGs 12.8.1)				

主な取組

(1) ごみの発生を抑えた環境配慮型社会の構築

ごみの総排出量の削減のために、ライフスタイルの見直しや生産販売事業者への啓発を図るとともに、市民、事業者、市が協働して実施してきたごみの 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組を継続します。また、多様な市民生活に対応した効率的な分別・収集体制の構築を図り、ごみの減量・資源化に取り組みます。

(2) 安定的なごみ処理体制の確立

ごみ処理に係る最新技術、社会経済情勢、人口減少の状況を踏まえながら、財政的負担を考慮し、民間活力を積極的に導入することにより、安定的で持続可能なごみ処理体制の確立に努めます。

快適な生活環境の保全

～市民等が快適に生活できるまちづくりをめざし、市民や事業者等と協働して、まちや海岸の美化活動を推進するとともに、公害の発生を抑制する環境汚染の防止や動物愛護精神の普及・啓発や有害外来動物による生活被害の防除等の取組を進めます～

施策を取り巻く状況

■現状

自然が豊かな環境を維持保全するため、環境汚染防止への意識、野生鳥獣への餌付けの禁止、有害外来動物の防除への市民の意識の醸成が図られています。

まちや海岸の美化活動に積極的に参画する市民等が多く、市民活動団体の活発な活動により、環境の保全が図られています。

来訪者の増加により、ごみの散乱防止をはじめ、路上喫煙の防止や落書き防止の対策、公衆トイレの清潔を維持するための清掃業務の充実が求められ、それにかかる費用負担の増加が課題となっています。今後、海外からの来訪者の増加も見込まれるため、さらに多様化した取組が求められます。来訪者にはごみの持ち帰りについて周知啓発していますが、特に、海外からの来訪者の理解と協力を得るための周知やその手法の確立が求められています。

犬や猫などのペットの適正な飼育の周知・啓発を図り、飼育マナーのさらなる向上が求められています。有害外来動物については、生活被害を防除するための捕獲数の増加が見られ、効果的な捕獲方法の研究とその取組を実施しています。

■課題

- ・環境汚染防止への対応
- ・ごみの散乱防止対策の推進
- ・落書き防止対策の推進
- ・路上喫煙防止対策の推進
- ・来訪者・外国人へのまち美化活動の周知
- ・動物愛護の推進
- ・有害外来動物防除対策の推進
- ・海岸の環境保全の推進

目標とするまちの姿

快適な生活環境を維持するために大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害発生抑制とともに、ごみの散乱や落書きのないまちの美化活動が市民・NPO・企業等、それぞれの自発的な活動により進められています。

また、動物愛護精神の普及・啓発と有害外来動物の防除に取り組み、海浜の美化や適正利用の推進により、動物や自然環境と人の暮らしが調和したまちとなっています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・ 公害苦情件数の解決率				
・ まちがきれいに保たれていると感じている市民の割合				
・ ごみの不法投棄の通報件数に関する解決率				
・ 落書きの通報件数に関する解決率				
・ 路上喫煙の注意喚起件数				
・ 有害外来動物の駆除件数 (SDGs 15.8.1)				
・ 狂犬病予防接種率				
・ 海浜がごみの散乱のない状態で守られていると思う市民の割合				

主な取組

(1) 環境汚染防止への対応

環境調査を実施し、状況を監視するとともに、法令に基づく事業者等への立入調査を行い、必要な指導等を実施します。公害発生の未然防止を図るため、事業者等への周知啓発に取り組みます。

(2) まち美化活動の推進

市民やNPO等と協働して、まち美化活動を実施することで、ごみの散乱や路上喫煙、落書きのないまちづくりに取り組みます。

また、アダプトプログラム団体の登録推進、まち美化活動や落書き防止活動の中心的な担い手の育成に取り組みます。

(3) 野生鳥獣等への対応

犬猫等のペットの飼育者マナーの向上に取り組み、動物愛護の精神の普及・啓発を推進します。また、有害外来動物による被害発生を予防するために駆除を実施するとともに、餌付け等の禁止

の周知啓発を行い、野生鳥獣の保護を推進します。

また、

(4) 海浜の保全と活用

ごみの散乱のない良好な海浜を保つため、海岸清掃を継続して実施します。また、県や関係機関と連携して、適正な海岸利用を維持する取組を推進します。

次代に向けたエネルギー・環境対策の推進

～エネルギーの効率的な利用を推進し、再生可能エネルギー等の導入に積極的に取り組みます～

施策を取り巻く状況

■現状

東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止による化石燃料依存度が高まっていますが、平成 27 年(2015 年)12 月に採択された気候変動への対応に関する国際協定であるパリ協定の目標を達成するために、温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

本市では、平成 24 年(2012 年)7 月に「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」を施行し、平成 26 年(2014 年)3 月に「鎌倉市エネルギー基本計画」を、平成 27(2015 年)3 月に「鎌倉市エネルギー実施計画」を策定しました。

地域におけるエネルギー政策のあり方や、安定確保に対する市民の関心が高まっており、市民の安心な生活のために、市内事業者や市民、多くの観光客などの様々な主体と連携していく必要があります。スマートエネルギー都市の実現に向け、市内の年間電力消費量の削減、再生可能エネルギーの発電量割合の増加を目標に、公共施設のみならず、住宅・事業所も含めた地域における再生可能エネルギーの創出や有効利用を進める取組が求められています。

家庭におけるエネルギー消費は、生活の利便性・快適性を追求するライフスタイルの変化や世帯数の増加等の社会構造変化の影響を受けて増大しており、家庭部門における省エネルギーの推進は国でも喫緊の課題です。特に家庭部門の二酸化炭素排出量の割合が多い本市では、ライフスタイルを見直すなど家庭における省エネルギーの取組や省エネ行動促進のための環境教育が重要になります。

■課題

- ・省エネルギーの推進
- ・家庭におけるライフスタイルの見直し
- ・再生可能エネルギー等の導入推進
- ・効率的なエネルギー利用の促進
- ・低炭素まちづくりの推進
- ・環境教育の推進
- ・環境負荷低減への取組

目標とするまちの姿

エネルギー・環境に関心の高い市民・NPO・企業と連携により、太陽光や豊かなみどりなどの「資源」をあますことなく活用し、省エネ・創エネ・蓄エネ積極的に進められています。さらにライフ・ワークスタイルの転換と共に、まちの構造も低炭素型へと移行が進んでいます。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・日頃から省エネ活動を心がけている市民の割合				
・市の業務全体から生じる二酸化炭素排出量（エネルギー起源）				
・市内の再生エネルギー普及率（SDGs 7.2.1）				
・住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金の執行率（SDGs 7.2.1）				

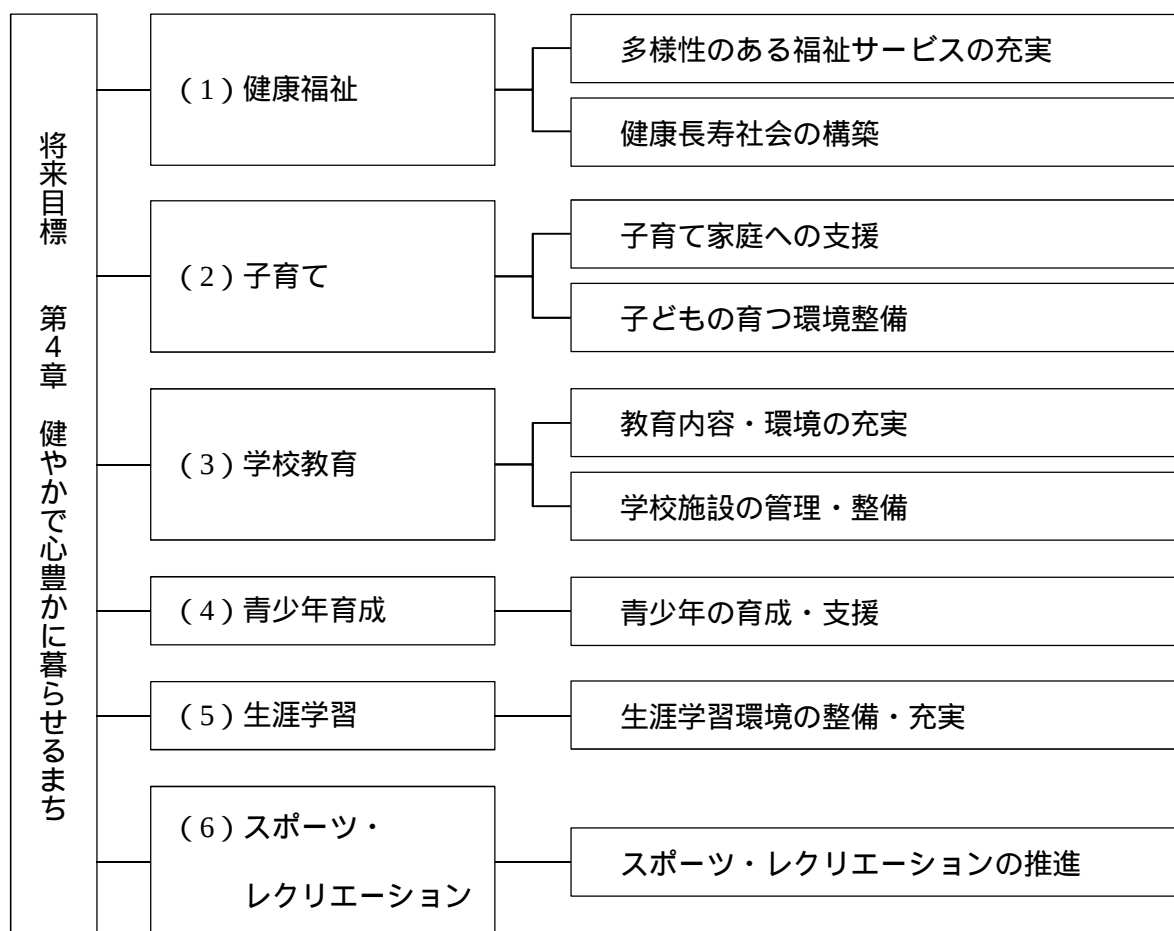
主な取組

(1) 循環型社会システムの構築

誰もが環境保全活動を実践できるよう環境教育を推進するとともに、省エネ意識や省エネ設備の普及啓発を図り、市民・事業者・市が主体的にエネルギーマネジメントに取り組みます。

また、太陽光などの再生可能エネルギー等を家庭・事業所・公共施設等が積極的に導入することを促すとともに、化石燃料にできるだけ頼らないライフスタイルや生産活動を営むまちづくりを進めます。

第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち



(1) 健康福祉

多様性のある福祉サービスの充実

施策を取り巻く状況

■現状

すべての市民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り、社会参加していけるように、地域の中で生活を支える多様な相談・支援体制の整備と必要なサービスを自らが選択できるような仕組みづくりを進めています。

地域福祉活動を行う人の高齢化も進み、地域福祉活動を先導する人材に限りがあるため、人材の育成や確保を行い、市民相互の支援体制を充実する必要があります。また、活動拠点となる施設が少ないため、市民の生活課題を相談、解決できる場や、相談支援のしくみづくりを進める必要があります。

高齢者が安心して暮らせるよう、相談がスムーズに行える顔の見える関係づくりのため、地域包括支援センターや在宅医療介護連携相談センターを中心として、医療と介護の関係機関が連携しています。

地域の相談支援事業者間の連絡調整等を行う基幹相談支援センターの機能を拡充し、福祉・教育・医療・雇用等の連携を更に強化し、必要なサービスの提供と地域移行を推進することが必要です。

介護や障害福祉サービスの需要が増加している中、サービス提供事業者の職員確保が困難な状況であり、人材不足が生じています。福祉サービス提供事業所が、安定したサービス提供ができるように、事業者参入の促進や、事業者への支援の拡充が求められています。

高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの機会を増やすことが必要です。

障害者二千九百雇用センターの活用や市のワークステーションにおける雇用の拡大などにより、障害のある人の就労支援が必要です。また、多様な就労の場として福祉的就労の場の確保や工賃の向上に向けた販路拡大等が必要です。

■課題

- ・地域の多様な生活課題の把握と解決に向けての取組を進めるしくみづくり
- ・多様性を尊重し、支え合う社会の実現に向けた意識の醸成
- ・地域における市民相互の支援体制の整備

- ・多様化・複雑化する生活課題への対応
- ・高齢者の暮らしを支え合う地域づくり
- ・高齢者の就労・社会参加・生きがいづくり
- ・相談の円滑化のための顔の見える関係づくり
- ・各種障害福祉サービス提供事業者の人材確保
- ・不足する障害福祉サービス部門への事業者の参入促進・事業者支援
- ・障害のある人の就労の場の確保

目標とするまちの姿

すべての市民が自ら望む形で社会参加し、生きがいを持って生活しています。

また、多様性が尊重され、共に生きることへの理解と環境整備が進み、健やかで安心して暮らせるまちとなっています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場がある市民の割合				
・地域包括支援センターの認知度				
・障害者相談支援事業所の認知度				
・さまざまな生活課題等に対する支援体制が整っていると思う市民の割合				
・福祉サービスを利用することで安心して日常生活を送れていると思う市民の割合（高齢者、障害者ごと）				
・各福祉サービス利用者の満足度				
・高齢者に占める介護認定者の割合				
・市から支援を受けている高齢者支援団体の数				
・市から支援を受けている障害者支援団体の数				
・相談支援事業所の数（高齢者）				
・相談支援専門員の数（障害者）				
・特別養護老人センターの待機者数				
・特別養護老人センターの受け入れ可能人数				
・障害者のグループホームの受け入れ可能数				
・生涯現役地域連携鎌倉協議会を通じて就労に結びついた雇用支援者数				

・障害者の雇用支援者数				
・成年後見制度に認知度				
・生活保護受給者の就労支援対象のうち、就労ができた人の割合 (SDGs 1.2.2./1.3.1)				

主な取組

(1) 福祉相談・支援体制の充実

市民の抱える課題やニーズが多様化、複雑化する中で、市と関係機関が相互に連携し、さまざまな生活課題を相談・解決できる場と相談支援の仕組みづくりを進めます。

(2) 福祉サービスの充実

高齢者や障害児者をはじめ、様々な福祉的課題を抱える市民が、必要なサービスを選択できるよう福祉サービスの充実を図ります。

(3) 市民等の福祉活動への支援

高齢者や障害者の支援に携わる関係機関や関係団体の活動を支援し、地域で行われる支援活動の充実を図ります。

(4) 高齢者・障害者等の社会参加、生きがいの推進

高齢者や障害者の活動支援や就労支援を進め、自立と社会参加を推進します。

(5) 権利擁護施策の充実

成年後見や虐待防止など、高齢者や障害者の人権が尊重され、その権利が擁護される体制の整備や周知・啓発活動の充実を図ります。

(6) 医療・セーフティネットの確保

すべての市民が健康で安心して暮らせるよう、生活保護制度をはじめとするセーフティネットや国民健康保険制度の推進など、社会保障制度の適切かつ安定的な運営を図ります。

健康長寿社会の構築

～全ての市民が、主体的かつ積極的に生涯を通じて自らの健康づくりに取り組めるよう、健康づくりの仕組みを充実します～

施策を取り巻く状況

■現状

栄養バランスに偏りがある食生活や運動不足等により、糖尿病、心臓病、脳卒中等の生活習慣病の発症者が増えています。これらの生活習慣病の発症者数は、疾病者全体の約4割を占めています。

生活習慣病の発症や進行を予防・改善することにより、健康寿命を延ばして生活の質を維持することが、長寿社会において、ますます重要となっています。

自殺による死亡者数は年間30人程度となっており、40歳から50歳代の男性が多くなっています。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざした総合的な対策が求められています。

地震等の発災時に備え、災害時医療救護マニュアル等の整備が不可欠となっています。

■課題

- ・生活習慣病の発症者の増加
- ・ライフステージに応じた健康づくりの必要性
- ・こころの健康づくりの推進
- ・災害時医療体制の整備

目標とするまちの姿

健康事業や健康教育、保険・医療・福祉サービスが充実するとともに、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境が整備され、未病の改善が進み、健康寿命が延伸しています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・健康寿命と平均寿命の差				
・国民健康保険加入者の特定健診受診率				
・疾病統計のうち、生活習慣病の割合				
・主要死因別死亡者数				

(SDGs3.4.1)				
・自殺者数 (SDGs3.4.2)				
・ゲートキーパー養成者数 (SDGs3.4.2)				
・喫煙者の割合 (SDGs3.a.1)				
・かかりつけ医がいる市民の割合 (SDGs3.c.1)				

主な取組

(1) 健康づくりの推進

すべての市民が、主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた健康づくりを推進するため、関係機関と連携して、体系的な取組を進めます。

(2) 健診受診率の向上及び内容の充実

若年層から意識啓発や特定健診の受診率向上への取組を充実させ、生活習慣病の予防に努めます。

(3) 自殺対策・こころの健康づくり体制の充実

関係機関等と連携を図り、ゲートキーパーの養成とともに、こころの健康づくりに関する相談や情報提供が受けられる体制の充実を図ります。

(4) 災害時の医療救護活動の充実

災害が発生した際に備え、実用性のある災害時医療救急マニュアルを改訂するとともに、救護所の設置など、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるよう体制整備を進めます。

(2) 子育て

子育て家庭への支援

～地域全体ですべての子育て家庭を支援する環境づくりを推進します～

施策を取り巻く状況

■現状

少子化や核家族化が進行し、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、出産年齢の上昇や育児に困難を抱えた保護者の増加、共働き家庭や核家族の増加等、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。育児不安を抱える保護者が増加しており、子育て支援のニーズは多様化かつ複雑化しています。

本市の子どもの貧困率は、国全体に比べれば低いものの、貧困家庭の約半数がひとり親家庭であり、ひとり親家庭の貧困率が高くなっています。

核家族化の進行や地域社会の希薄化など、育児不安・育児負担の高まりから、虐待相談件数が増加傾向にあります。

■課題

- ・出生数の減少
- ・子育て家庭の多様化に対応する支援の充実
- ・妊産婦を取り巻く環境の変化
- ・子育てに必要な情報の提供
- ・ひとり親家庭に対する支援及び情報提供
- ・地域全体としての子育て支援体制の確立
- ・児童虐待予防、早期発見に向けた取組
- ・支援を必要とする方の、ライフステージに応じた地域生活・支援体制の整備
- ・子育て支援策全体の中でのバランスを考慮した医療費助成の適正化

目標とするまちの姿

鎌倉版ネウボラにより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が充実しています。

また、地域と関係団体等との連携が進み、子育ての不安や悩みを解消するための環境整備など、社会全体で子育て家庭の支援が行なわれています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・市の子育て支援策が充実していると感じる子育て中の市民の割合				
・出生率				
・母子保健コーディネーターの面談率				
・乳児家庭訪問訪問率				
・育児に関する負担感（4カ月健診、3歳児健診）				
・0-12歳の子どもがいる世帯の社会増減率				
・地域で子育てを支えるまちが実現していると感じる市民の割合				
・5歳児未満の予防接種（BCG）の接種率 (SDGs3.2.1)				
・乳幼児健診の受診率 (SDGs3.2.2)				

主な取組

〔1〕多様化する子育てニーズへの対応

- ・多様化する子育てニーズに対応するため、各種相談事業や子どもと親の健康の確保につながる取組などを引き続き実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の充実を図ります。
- ・子育て中の家庭や、これから子育てを始める人たちに必要とされる情報の把握に努め、子育て支援情報の積極的な提供を行います。
- ・特別な配慮や支援を必要とする子どもの状況に応じた支援の充実に努めます。

〔2〕地域での子育て支援

子育て中の親が、地域の人に見守られながら安心して子育てができるよう、地域における子育て活動を支援します。

また、子育て家庭に対する、市民やNPOとの協働による子育て支援のネットワークづくりを進めます。

子どもの育つ環境整備

～すべての子どもたちが笑顔で成長していけるように、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられる子育て支援施設の環境を整備します～

施策を取り巻く状況

■現状

昨今の経済情勢や共働き世帯の増加等により就労家庭が増えており、児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができる居場所の確保が求められています。

女性の社会的進出や幼児教育の無償化等により保育ニーズが高まってきており、入所保留児童の解消に向けたハードルが高くなってきています。

保育環境の整備については、補助金等の交付や施設整備に要する経費負担が増大しています。公共施設再編計画において、地域拠点校の整備や小学校の建替え時に子育て支援施設を複合化する方針ですが、学校整備が具体的に進んでいないことから、複合化される予定の施設の整備方針を定めることが難しくなっています。

■課題

- ・多様化する子育て支援への対応
- ・待機児童への対応
- ・施設整備の促進に向けた補助金交付等の経費負担
- ・安全・安心な放課後の居場所作りへの対応
- ・腰越地域の子育て支援センターにおける整備方式の検討

目標とするまちの姿

子育て支援施設の充実により、全ての子どもたちが健やかに成長できる環境が整っています。

また、地域の方々との連携により「子どもたちの学びの場」が各地域で運営され、子どもたちが鎌倉ならではの多様な体験・活動を行える環境が整っています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
孤立感や負担感を感じている子育て中の親の割合				
待機児童数				
保育園の受入数				
(放課後かまくらっ子に来ている子に対して)楽しいと感じている子どもの割合				
放課後に居場所がないなど、孤独感を感じている児童の割合				
(あおぞら園の利用者へのアンケート)支援が十分でないと感じている利用者の割合				
発達支援室への相談案件のうち、支援につながった案件の割合				
教育・保育事業を利用している子どもの割合 (SDGs4.2.2)				

主な取組

(1) 親子の居場所づくり

親子で気軽に集い、うち解けた雰囲気の中でくつろぐことができ、子育ての悩み相談もできる環境づくりを行うことで、子育ての孤立感や負担感の解決を図ります。

(2) 保育環境の充実

保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの提供や施設整備を行うとともに、待機児童対策を推進します。

(3) 放課後児童対策の充実

全ての小学校区で放課後かまくらっ子を実施し、安全・安心な放課後の環境を整備します。

(4) 特別な支援が必要な子どもたちへの支援

障害児通所支援施設の充実を図り、特別な支援が必要な子どものニーズに応じた支援体制を整えます。

(3) 学校教育

教育内容・環境の充実

～すべての子どもに質の高い教育を提供し、未来社会を創造し担うために必要となる豊かな人間性や健やかな心と体を育みます～

施策を取り巻く状況

■現状

知・徳・体に渡る生きる力を身につけさせる質の高い教育は、社会に開かれた教育課程によって、学校・家庭・地域が協働して取り組む必要があります。

また、就学援助の対象者が年々増加しています。しかし、将来に渡る適切な制度実施等に向けて、支援の対象者について今以上に的確に捉えていく必要が生じています。また、支援の内容についても、今後の社会経済状況等の変化に応じていく必要があります。

子どもたちが抱える課題の背景が、複雑化・多様化・低年齢化してきており、教職員は、心理職・福祉職だけでなく、幅広い知識や技術を身につけるとともに、他機関との連携を今まで以上に密にする必要があります。

これからは、予測が困難な時代となると考えられ、学校教育においては、子どもたちに、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、どのような状況であっても対応できる、生きる力を身につけさせる必要があります。

■課題

- ・社会に開かれた教育課程の実現
- ・地域との連携による安全教育、防犯・防災体制の充実
- ・就学援助の内容の充実及び的確な支援対象者の見極め
- ・いじめ問題の未然防止や早期対応、不登校支援体制
- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・特別支援教育の充実
- ・児童生徒指導の充実
- ・児童生徒の問題行動に係る背景の複雑化・多様化への対応
- ・子どもたちに確かな学力を育成するための授業改善
- ・ICT環境の充実
- ・個に応じた教育内容・指導・支援体制の充実
- ・教職員の指導力向上のための研修等の充実

目標とするまちの姿

学校・家庭・地域の連携により、安全で安心な学校づくりが進められ、小・中学校に通う児童・生徒が、健やかで楽しく、充実した学校生活を過ごしています。学校では、子どもたちの学ぶ意欲を高めながら、子どもたちへのきめ細かい指導により、基礎的な知識・技能を身につけるとともに、自ら考え、判断し、表現する力を育てています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・将来に夢や目標を持てる児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）				
・授業内容がわかる児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）				
・いじめ問題への対応率（解決率）				
・不登校児童の学校復帰率				
・小・中学校における特別支援学級教室の設置率（SDGs4.5.1）				
・小・中学校における情緒通級教室の設置率（SDGs4.5.1）				
・学級支援員の配置割合				
・全国学力・学習状況調査の平均点（SDGs4.1.1）				
・パソコン1台あたりの児童生徒数（SDGs4.a.1）				
・発達支援サポーター（SDGs4.a.1）				
・小・中学校における教員の研修参加率（SDGs4.c.1）				
・いじめ件数（SDGs16.b.1）				

主な取組

(1) 豊かな学びの推進

児童生徒が、健やかで楽しく、充実した学校生活を送るため、学校・家庭・地域のさらなる連携を図り、児童生徒の安全を図るとともに、児童・生徒がいじめや不登校のなく学ぶことにより、将来に夢や希望を持てる環境づくりを推進します。

(2) 児童・生徒指導の充実

子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな学力を身に付けるため、小・中学校及び各機関との連携のもと、きめ細かな児童・生徒指導を進めます。また、学校・教育委員会・家庭・地域・市の連携体制を築き、経済的な問題による就学困難者への支援、不登校児童生徒への教育的支援、いじめ問題への未然防止・早期対応などにあたります。

〔3〕インクルーシブ教育の充実

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた教育や特別支援教育を推進していくため、すべての子どもたちが地域で共に学ぶことのできる環境づくりを進めていきます。

学校施設の管理・整備

～児童生徒が安全に安心して学校生活を送る場として、学校施設を適切に管理するとともに、良好な教育環境づくりのための学校施設の整備を進めます～

施策を取り巻く状況

■現状

学校施設は昭和 40～50 年代に建築した建物が多く、老朽化が進んでおり、一斉に更新時期を迎えます。

日々の修繕により、適切に教育環境を維持していますが、長寿命化のための計画的な改修や改築が必要となっています。

トイレ改修などの老朽化対策や質的向上に係る整備、特別支援学級の全校設置など、多様な教育的ニーズや関係法令等に基づく対応が必要となっています。

学校間の児童生徒数及び学級のアンバランスや今後の人口減少を見据え、学校の適正規模を図るための統廃合・学区再編等が必要となっています。

■課題

- ・老朽化が進む学校施設の長寿命化のための改修や改築
- ・多様な教育的ニーズや関係法令等に基づく必要な整備
- ・学校規模（児童生徒数及び学校数）の適正化

目標とするまちの姿

児童生徒の教育環境を考慮した学校規模の適正化とともに、学校が地域コミュニティや地域防災の核であることに配慮した、学校施設の計画的な再編・整備が行なわれています。それぞれの学校では、施設の適切な維持管理により、良好な教育環境が維持されています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・小学校数				
・中学校数				
・地域拠点校の決定率				
・学校施設に起因する怪我や事故の発生件数				
・特別支援学級の設置率 (SDGs4.5.1)				

・情緒通級教室の設置率 (SDGs4.5.1)				
・学校トイレの洋式化率 (SDGs4.a.1)				
・みんなのトイレの設置 (SDGs4.a.1)				

主な取組

(1) 学校施設の計画的な整備

児童生徒の良好な教育環境づくりのため、学校規模の適正化、学区の再編成とともに、地域防災等の必要な機能を合わせもった施設整備のユニバーサルデザイン化へ向けた検討を進めていきます。

(2) 学校施設の適正な管理

児童生徒の安全で安心な教育環境を維持するため、維持管理に必要な点検・修繕等を、適切に実施します。

(4) 青少年育成

青少年の育成・支援

～次世代を担う青少年が自立した大人に成長することを支援します～

施策を取り巻く状況

■現状

終身雇用制の崩壊と非正規雇用の増加、不登校や高校中退者、ひきこもりの数の高止まり、学校や職場のどこにも所属できない若者の増加など、青少年が抱える課題から、青少年を取り巻く社会のあり方が問われています。

青少年が心身ともに健やかに成長し、個性豊かな人間形成を図り、自立できるよう、家庭・学校・地域を基盤とする良好な環境づくりが求められています。

市内で活動している青少年団体や大学等と連携して、放課後かまくらっ子を事業展開することができるようになっています。

青少年指導員の高齢化・担い手の減少等、活動展開に課題が生じてきています。

■課題

- ・自立困難な若者への支援
- ・放課後かまくらっ子の質の向上
- ・青少年団体、大学等との連携強化

目標とするまちの姿

全ての青少年が夢や希望をもってさまざまなことに挑戦し、多くの人の支えや関わりの中で、地域を支えられるような大人に成長しています。

また、自立困難な若者を支援するネットワークの体制づくりをはじめ、ボランティア活動や地域の活動などを通じて社会参画する仕組みが整っています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・相談者のうち、自立に結びついた人の割合				
・引きこもり世帯に対する相談数				
・困難を抱える若者を支援する窓口の認知度（子ども・若者サポートステーション）				
・補導者数				
・放課後かまくらっ子の推進員等に参画している大学生の数				

主な取組

(1) 困難を抱える若者への支援

関係機関等と連携し、相談支援を行うことで、困難を抱える青少年が支援を得られやすい環境を整えます。

(2) 地域の担い手となる青少年の育成

青少年育成団体やその指導者を育成・支援することにより、地域で青少年を育成する風土を醸成するとともに、青少年が楽しみながら成長できる場を提供し、子ども・若者による社会参画を促します。

(5) 生涯学習

生涯学習環境の整備・充実

～地域の人々、NPO、企業、教育機関と連携し、市民が主体的に学び合う環境を整えとともに、地域のつながりを創出します～

施策を取り巻く状況

■現状

市民の一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会・場所において学習することができ、その成果を適切に生かせる生涯学習社会の実現を図ることが求められています。

自由時間の増大や生活・教育水準の向上、超高齢社会の進行、社会環境の変化に伴い、市民の学習ニーズは今後もますます多様化・増大することが想定されます。

地域には、生涯学習を支える人材と資料等が豊富にあり、学習資源として活用できます。

しかしながら、施設の老朽化により利用環境・資料の保存環境が悪化しており、生涯学習施設が学習資源として十分に活用されているとはいえません。

情報技術の進展や社会的課題の変容に伴い、生涯学習施設に求められる役割も変化してきています。

■課題

- ・多様化・高度化し増加する市民の生涯学習ニーズへの対応
- ・豊富な人材や歴史・資料等の学習資源の活用
- ・生涯学習施設の適正な管理・運営

目標とするまちの姿

誰もが手軽に地域の学習資料を利用できる環境が整っています。教育機関・企業などとの連携により、多様な学習プログラムが提供され、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、世代を超えて市民同士がふれあうことができる生涯学習が推進されています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・生涯学習事業（イベント）の認知度				
・生涯学習に取り組んでいる市民の割合				
・身近なところで生涯学習に取り組める機会があると感じる市民の割合				
・生涯学習講座参加者数				
・市主催の生涯学習事業（イベント）参加者の満足度				
・生涯学習施設の稼働率				
・図書館を使用している市民の割合				

主な取組

(1) 多様な生涯学習機会の提供と周知

多世代の多様な生涯学習のニーズに対応するため、市が主催する学習講座に加え、各教育機関や市民団体・地域団体における講座・イベント等を幅広く紹介し、市民の理解を高めるとともに、地域の特色を生かしながら、世代を超えて市民同士がふれあい、交流できる学習交流の機会を提供します。

(2) 豊かな資源を生かした生涯学習の推進

市民のだれもがいつでも手軽に学習できる環境を整えるため、生涯学習施設を適正に管理・運営するとともに、教育機関・企業との連携による資料を収集及び適正に保存し、市民の学習資料として提供することにより、質の高い生涯学習を推進していきます。

(6) スポーツ・レクリエーション

スポーツ・レクリエーションの推進

～あらゆる市民がスポーツに親しみ、楽しめる環境を整備することにより、スポーツ実施率を向上させ、生涯にわたり健康的な生活を営めるまちづくりを進めます～

施策を取り巻く状況

■現状

スポーツは、学校体育、競技スポーツだけでなく、健康・体力づくり、レクリエーション、自然とのふれあい、市民間の交流など多様化しています。市民が生涯にわたって健康的な生活を営む上で、スポーツに親しめるようにすることは重要な要素となっています。

市民のスポーツ実施率（1回30分以上の運動を週1日以上実施している人の割合）は、目標値60%に対して、46.4%に留まっている状況です。

スポーツをする習慣のない市民や、スポーツ実施率の低い子育て世代やフルタイムで働く年齢の市民等が、もっとスポーツに親しめるようにすることが必要です。さらにスポーツ活動団体への援助・支援や関係団体との連携強化が求められています。

競技スポーツの活性化のためには、アスリートを育成する練習場所の確保が必要です。しかし、現状はそのような施設の数に限られているため、このような環境の下で効果的な練習を指導できる指導者の育成が必要となっています。

競技スポーツが行えるような規模の大きな施設が不足しており、大会の開催・運営などに苦慮しています。また、これらの施設の老朽化も進むなど対策が必要となっており、スポーツ施設の整備が求められています。

■課題

- ・ライフステージに応じたスポーツ環境の整備
- ・豊かな自然（海・森林など）と歴史を活用したスポーツの啓発
- ・スポーツを実施する市民の偏り
- ・関係団体への指導・支援の充実や団体との連携強化
- ・競技力向上に対する支援策の拡充
- ・市民に求められるスポーツ施設の整備

目標とするまちの姿

総合体育館やスポーツ広場の整備が進み、競技スポーツが活性化することで、市民のスポーツへの関心が高まっています。また、身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーションに取り組める場が整備され、市民の運動習慣が向上し、健康寿命が高まっています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・スポーツ・レクリエーションイベントの情報を身近なところで得ることができる市民の割合				
・スポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいる市民の割合				
・身近なところでスポーツ・レクリエーション活動に取り組める機会があると感じる市民の割合				
・スポーツイベント参加者数				
・市主催のスポーツイベント参加者の満足度				
・市主催のスポーツ講座の参加者の満足度				
・体育施設の利用率				
・1回30分以上、週1回以上運動している市民の割合				
・全国体力・運動能力、運動習慣等調査での(小5、中2)全国平均値と市平均値の差				
・競技スポーツがさかんなまちだと思う市民の割合。				
・気軽にスポーツに親しめる施設が身近なところにあると思う市民の割合。				

主な取組

〔1〕市民スポーツ・レクリエーションの推進

市民が身近な場所で気軽にスポーツイベントに参加することで、スポーツを習慣化するためのきっかけづくりの提供や情報提供などを行います。

また、自然と触れ合いながら行うウォーキングやマリンスポーツなどの野外活動の普及・奨励に努めます。

〔2〕スポーツ環境の整備

すべての市民が自ら生涯スポーツが継続できるよう、体力・健康づくり教室や運動・体力相談事業などのイベントや教室を開催し、気軽に楽しめる環境の整備を行います。

また、アマチュアスポーツや生涯スポーツの振興を支える団体を支援、育成するとともに、ス

スポーツ活動を支援・指導する担い手を育成します。

〔3〕競技スポーツの推進

市民が競技を行う上で目標となる市民大会等を開催するほか、競技者の裾野を広げるための教室を実施します。

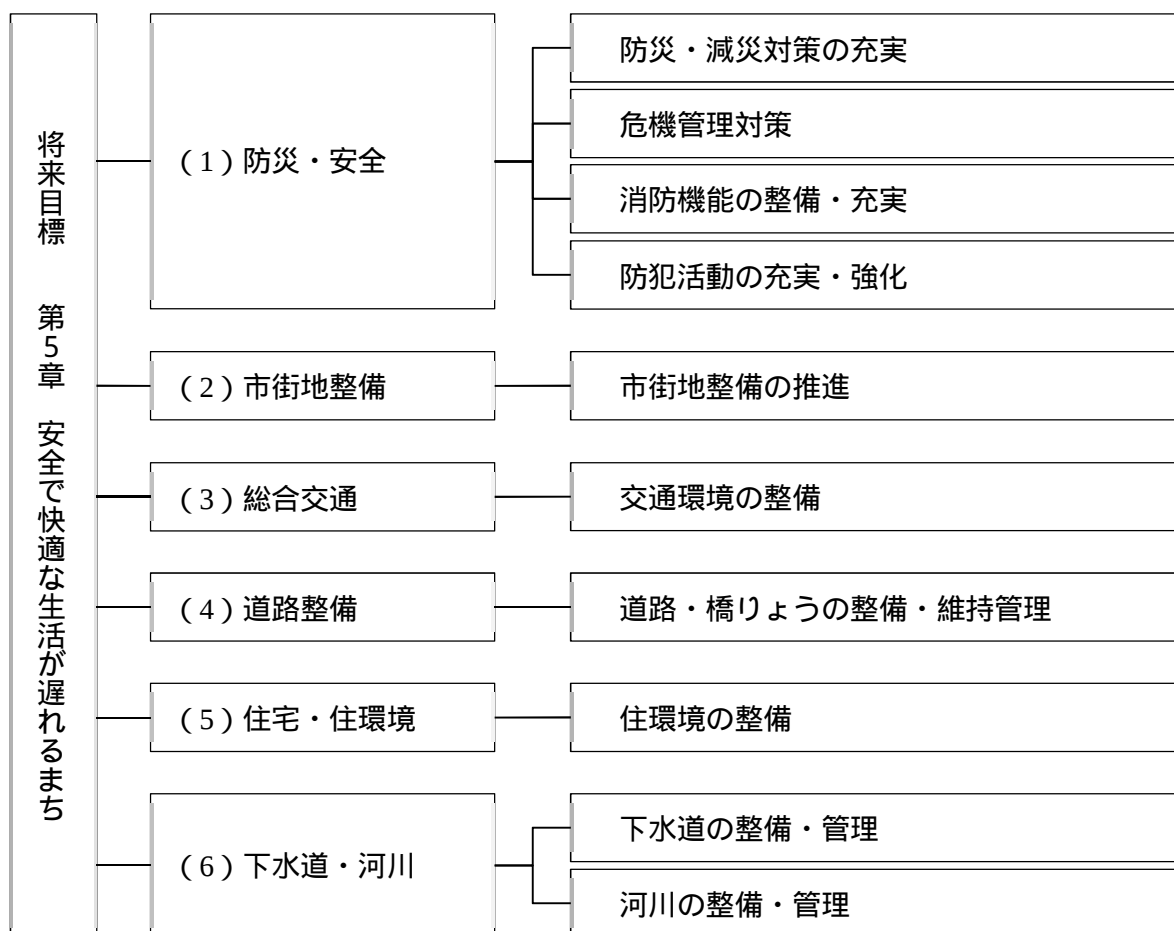
また、ジュニア世代を対象にトップアスリートやその指導者から指導を受ける機会を提供することで、幼少期から競技スポーツへのきっかけづくりを支援します。

〔4〕スポーツ施設の管理・整備

市立小中学校の体育館・プールの開放や、既存のスポーツ施設を活用し、市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる環境を整備します。

また、公式競技の開催が可能な施設の整備をめざします。

第5章 安全で快適な生活が送れるまち



(1) 防災・安全

防災・減災対策の充実

～建物の耐震化により災害時に命を守るとともに、避難所体制の充実や見舞金・弔慰金の支給など、ソフト・ハード両側面から総合的な自然災害対策を実施し、災害に強い、安心して暮らすことのできるまちをめざします～

施策を取り巻く状況

■現状

開発等による中高層建築物の増加など、都市形態の変容に伴い災害も複雑多様化しています。一方、歴史的遺産をもつ古都として、また、風光明媚な海岸線等を有する観光地として、年間を通じて外国人を含む多くの観光客があり、これら観光客や文化財を災害から守る取組も進めています。

東海地震や南関東地震の発生が懸念されるほか、首都圏直下型地震については、とりわけ都市機能が麻痺するなど甚大な被害に発展することが予想されており、災害に対する備えを充実させる必要が生じています。

地震・津波や台風などの自然災害をはじめ、国内外を問わず発生する社会的災害への対策も講じています。

災害に強いまちづくりに向け、新耐震基準以前に建築された戸建住宅やブロック塀等の安全性の確認が求められ、耐震性能の確保に努めています。

東日本大震災をきっかけに、津波対策、情報伝達体制の充実、観光者帰宅困難者対策、災害時要配慮者対策などさまざまな課題が明らかになっています。また、避難所に求められるニーズや必要な備蓄品が多様化するほか、社会的需要に応じ、避難所や備蓄品等の準備を進める必要があります。

大震災の発生や報道等により災害に対する市民の意識が高まっているため、スピード感を持った対応が求められています。

風水害が増加しているため、洪水ハザードマップで予測されている浸水地域を中心に、雨水貯留施設の整備など排水対策を進めています。

局地的豪雨が多発している一方で、山の管理がされずに住宅地そばまで大木が成長しているケースや建物の背後のがけや急傾斜地等、住民の日常生活を脅かすおそれのある危険な箇所が数多くあ

り、土砂災害は増加しやすい傾向にあります。また、土砂災害ハザードマップを配布したことで、土砂災害への市民の関心が高まっています。

■課題

- ・地震・津波の避難対策
- ・周知方法の工夫など情報伝達体制の充実と帰宅困難者・災害時要援護者対策
- ・戸建住宅等の耐震化ならびに危険ブロック塀等の除去の推進
- ・がけや急傾斜地の崩壊防止工事及び防災工事の推進
- ・浸水対策の推進
- ・緊急輸送路沿道及び不特定多数の利用に供される特定建築物やマンション等の耐震化の推進
- ・自助・共助・公助のバランスと多様化するニーズを踏まえた避難所・備蓄品の確保

目標とするまちの姿

災害時の市民の生命や財産を守るため、自助・共助・公助の視点で、ハード・ソフトの両面から総合的な自然災害対策が講じられています。また、各種訓練等の実施により市民の防災意識とともに防災力が向上し安全・安心なまちが実現しています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・公共建築物の耐震化率（災害時の拠点となる施設）				
・災害備蓄品など日頃から災害に対する備えをしている市民の割合				
・市主催の防災訓練の参加者数				
・市内の住宅の耐震化率 (SDGs 11.c.1)				
・市内の通学路における危険ブロック塀等の改善率（SDGs 13.1.1）				
・自主防災訓練の実施回数				
・自主防災組織の組織数 (SDGs 11.c.1)				
・災害時に居住地における支援が必要な人を把握している市民の割合				
・自主防災訓練の参加率				
・災害時の避難場所を知っている市民の割合				
・土砂災害避難警戒区域を知っている市民の割合				
・人口に対する避難所の設置数 (SDGs 13.1.1)				

・内水害浸水地区の解消率 (SDGs 13.1.1)				
・気候変動等に関する環境教育への人材派遣回数 (SDGs 13.1.1)				
・気候変動等に関する環境教育への参加人数 (SDGs 13.1.1)				

主な取組

(1) 総合的な防災体制の強化

市民はもとより観光客も視野に入れ、自助・共助・公助の視点で、総合的な自然災害対策を講じます。

(2) 建築物等の耐震化の推進

市民等が実施する建築物の耐震化に対する支援を行うとともに、道路に面する危険ブロック塀等の除去を支援します。

(3) 地域防災力の強化

市民に対する防災知識の普及啓発を図り、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という基本理念に沿って自主防災組織の育成強化を図ります。また、平常時から地域における相互支援の体制を整備します。

(4) 避難対策の推進

地震や津波発生時の避難路を整備するとともに、避難経路や避難方法について、防災講話や避難訓練を通じて市民に周知し、避難体制を整備します。

(5) がけ・急傾斜地対策の推進

がけ崩れ及び土砂の流出等による災害の事前予防対策として、急傾斜地崩壊危険区域等での防災工事を促進します。

危機管理対策

～武力攻撃事態やテロなどあらゆる危機事象を想定した体制、制度が国、県、関係機関等との連携により、包括的かつ持続的に整備され、市民の生命・財産が安心して守られる状態になっています。～

施策を取り巻く状況

■現状

近年、国内外で地震や風水害などの自然災害に加えて、市民の安全安心を脅かすさまざまな事態が発生しています。

鎌倉市危機管理対処方針では、武力攻撃事態等や事件等の緊急事態への対応についての基本方針を定めています。

鎌倉市国民保護計画では、武力攻撃事態やテロ行為などの発生時における対応を定めています。

緊急事態発生時の情報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、市民等へ伝達される体制がとられています。

新たな感染症や環境汚染などの緊急事態の発生が懸念されています。

■課題

- ・災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組
- ・武力攻撃事態やテロ行為の発生時における市民等への的確な情報提供と避難誘導
- ・国際情勢の変化に伴う、武力攻撃事態やテロ行為などの発生を想定した対策
- ・新たな感染症や環境汚染などの緊急事態への備え

目標とするまちの姿

武力攻撃事態やテロなどあらゆる危機事象を想定した体制、制度が国、県、関係機関等との連携により、整備され、市民の生命・財産が安心して守られる状態になっています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・危機管理体制が整備されていると思う市民の割合				

主な取組

(1) 危機管理体制の整備

市民や観光客の身体、生命及び財産の安全を確保するため、国、県、近隣自治体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機管理に係る対策を推進するとともに、執行体制の整備と必要な資機材等の確保を図ります。

(2) 職員・市民の危機意識の醸成

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修等を行い、職員及び市民の危機意識を醸成します。

消防機能の整備・充実

～消防・救急・救助体制を充実・強化し、市民の暮らしを守る体制が整っています。また、市民の火災予防や応急手当への意識が高まり、消防団や自主防災組織との連携により、災害時の避難誘導など地域においても減災体制が整えられています。～

施策を取り巻く状況

■現状

災害時の活動拠点である消防庁舎のうち鎌倉消防署・深沢出張所・浄明寺出張所・玉縄出張所の庁舎及び設備の老朽化が進んでいるため、大規模な修繕または、建替えが必要となっています。

緊急性のない救急車の要請が多く、重症患者への対応が遅れ、救える命が救えなくなる可能性があります。

火災から高齢者を守るため、高齢者に対する住宅防火対策を推進しています。

災害による被害の軽減を図るため、災害対応訓練・研修の充実や救急・救助体制の強化、さらに市民の防火・防災意識の向上に努めています。

自助・共助・公助の体制強化に向け、自主防災活動団体の防火・防災訓練の支援など更なる連携が必要となっています。

■課題

- ・防災拠点となる消防施設の整備充実
- ・情報通信機能の高度化の推進
- ・救急・救助体制の充実・強化
- ・住宅防火対策の推進及び防火意識の高揚
- ・自主防災活動組織と連携した消防体制の充実

目標とするまちの姿

消防・救急・救助体制が充実・強化し、市民の暮らしを守る体制が整っています。また、市民の火災予防や応急手当などへの意識が高まり、消防団や自主防災組織との連携により、災害時の避難誘導など地域においても減災・救急体制が整えられています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・救急車の現場到着時間				
・救急車の病院への搬送時間				
・市民1万人あたりの出火率				
・市内におけるAEDを使用した救命件数				
・救急救命士の資格を有する消防職員数				
・住宅用火災報知機の設置率				
・重大な消防法令違反のある防火対象物の数（公表件数）				

主な取組

(1) 消防施設の整備・管理

災害時の活動拠点となる消防庁舎・消防団器具置場、高機能消防指令センターなどの消防施設や設備の適正な整備・管理を図るとともに、消防の組織、機能の総合的な整備を図ります。

(2) 消防・救急・救助体制の強化

複雑、多様化する火災・救急及び救助活動に対応するため、職員の知識と技術の向上を図ります。

また、市民に対して応急手当の普及啓発活動を積極的に行います。

(3) 火災予防対策の推進

火災による死傷者数及び被害の減少を図るため、一般住宅への住宅用火災警報器の普及啓発を推進し、住宅防火対策を進めるとともに、高齢者福祉施設などの災害弱者が利用している事業所への立入検査を強化します。

防犯活動の充実・強化

～警察や関係機関との連携により、犯罪抑止に向けた取組が進められています。また、市民の防犯意識が高まり、地域における自主防犯活動の支援を通じて、さらなる防犯体制の構築が図られるなど、安全で安心して暮らせるまちづくりが進んでいます。～

施策を取り巻く状況

■現状

市民の防犯意識は高く、積極的な地域防犯が図られています。また、犯罪が発生しにくい市街地の環境づくり等が進み、安全で安心して暮らすことができるまちづくりが推進されています。

近年の都市化や社会環境の変化等から、地域コミュニティの機能や人々の規範意識等が低下し、犯罪の抑止効果が薄れてきているとともに、地域防犯力の中心的役割を果たしている自主防犯活動団体の構成員の固定化及び高齢化が進んでいます。

市内の刑法犯認知件数は、平成 15 年度（2003 年度）をピークに減少を続けています。平成 23 年（2011 年）における人口 1,000 人あたりの刑法犯認知件数は約 5.4 件と県内 19 市中最小値であるものの、自転車盗難等は依然として多く発生しています。

振込め詐欺等の高齢者を狙った犯罪は、依然として多く発生しています。

■課題

- ・市民一人ひとりの防犯意識の高揚
- ・地域コミュニティの活性化、地域防犯力の向上
- ・防犯に適したまちづくりの推進
- ・自主防犯活動の体制整備

目標とするまちの姿

警察や関係機関との連携により、犯罪抑止に向けた取組が進められています。また、市民の防犯意識が高まり、地域における自主防犯活動の支援を通じて、さらなる防犯体制の構築が図られるなど、安全で安心して暮らせるまちづくりが進んでいます。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・ 市内の犯罪発生件数				
・ 自身の居住地域を一人で歩いても 安全と感じる人口の割合 (SDGs 16.1.4)				

主な取組

(1) 地域防犯力の向上

市民一人ひとりの防犯意識の向上に向けた啓発を行うとともに、市民、警察及び関係機関と連携、協力し、地域ぐるみの防犯活動の実施により地域防犯力の向上をめざします。

(2) 市街地整備

市街地整備の推進

～まちづくりが計画的に進められていて、生活しやすく、活力がある市街地を形成します～

施策を取り巻く状況

■現状

鎌倉地域は1年を通じて多くの観光客が訪れ、特に休日は御成通りや小町通り等の鎌倉駅周辺をはじめ、観光スポット周辺は多くの人々で賑わっています。大船駅周辺は、地元住民や大船に立地する企業の就業者等により、仲通りを中心に昼夜を通して活気や賑わいに溢れています。

一方、歩道や滞留空間の十分な整備が進んでおらず、混雑等による利便性や回遊性の低下が見られるほか、大船駅周辺は東口第2地区市街地再開発事業区域を中心に老朽化した建築物が密集しており、防災力の低下が懸念されます。

大船駅東口第1地区市街地再開発事業の実施により、施設建築物の建設とともに、東口交通広場及び県道の整備が行われ、大船の拠点性の向上、交通車両の渋滞の改善が図られましたが、第2地区の再開発事業が未着手となっています。一方、現在、着工している横浜市側の再開発事業の進展により、人の動きやまちの重心に変化が生じる可能性があり、大船駅東口と北口、横浜市側の再開発事業区域と大船駅東口側のまちを連携・連絡させることにより、駅直近地区の一体性・回遊性を確保し、大船駅東口地域の活性化に繋げていく必要があります。

深沢地域整備事業では、長期に渡り区画整理事業の進捗を得ることができませんでしたが、神奈川県・藤沢市と本市の間で村岡新駅(仮称)の設置を含む広域のまちづくりについて合意が整い、地域の市民や権利者の期待が高まっています。事業用地を中心に周辺エリアでも今後、大規模な再開発や機能転換の可能性が見込まれることから、公民連携による地区周辺一帯としてのまちづくりの取組が望まれます。

少子高齢社会による人口構成の変化や、社会経済情勢の変化に柔軟に対応する持続可能な市街地整備の実施が求められています。

大規模な工場の移転や縮小により、その跡地が共同住宅などに転換され、産業構造や都市基盤の整備に影響を与えています。

東日本大震災の地震・津波被害を始めとして、近年、災害は大規模化・多様化している一方、少子化・高齢化等に伴う地域社会の弱体化など、社会経済情勢も変化していることから、想定される災害被害の拡大への対応に加え、被害を最小限に抑える「減災」の観点をより重視した対策、避難を軸にした総合的な対策が必要です。

民間開発事業の実施に伴い、周辺地域との調和を求めるケースが多く発生している中、市民主体のまちづくりに取り組んでいる地域から、担い手の不足や高齢化などの課題が提起されています。

まちづくり条例や開発事業条例等、既成のまちづくり制度の枠組みに対しては、地域特性を踏まえつつ、計画的な土地利用や公共性の高い事業について、適正な手続の制度化により、まちの再開発を促進する仕組みづくりが求められています。

■課題

- ・社会経済情勢の変化に対応した都市計画制度を柔軟に活用し、持続可能な都市整備の実現
- ・適正な土地利用のための規制・誘導
- ・防災・減災のまちづくりの実現
- ・地域特性を生かした、暮らしやすく、にぎわいのあるまちづくり
- ・民間活力を導入したまちづくりの推進

目標とするまちの姿

深沢地域における未来志向のまちづくりを中心に、鎌倉のまち全体の機能更新が進められています。

また、災害に強く、快適なまちづくりとともに、長寿社会・人口減少社会に対応した持続可能な土地利用、都市整備が進んでいます。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・まちづくりが計画的に進められ、生活しやすい市街地が形成されているまちだと感じている市民の割合				
・自主まちづくり計画の提案数				
・鎌倉駅周辺が快適にすごせるまちとなっていると思う市民の割合				
・大船駅周辺が快適にすごせるまちとなっていると思う市民の割合				
・住民協定、建築協定が締結されている地区の面積（SDGs 11.3.2）				

主な取組

(1) スマートでコンパクトな持続可能なまちづくりの推進

先人から引き継いだ鎌倉のまちなみや歴史、文化を大切にしながら、A IやI o T、自動車など、日常生活に寄り添う最新テクノロジーを活用することにより、安全安心で誰にでも暮らしやすい、S D G s 未来都市かまくらに相応しい持続可能なまちづくりの実現を目指します。

(2) 市民・事業者・N P O等との協働によるまちづくりの推進

市民等との協働により、地域の個性や特色を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、都市計画の提案制度などを積極的に活用し、地区計画の指導等を図ります。

市民が自ら行動し、主役となるまちづくりの推進を図るため、市民の自主的なまちづくり活動への支援を行います。

市民参画のもと、まちづくり関連条例の体系的な見直しやまちづくりに関する基本計画等の充実を図るとともに、それらを実現するための方策と推進体制の検討を行います。

(3) 駅周辺の環境整備

鎌倉駅周辺では、豊かな歴史的遺産と良好な自然環境を生かしながら、適正な土地利用の誘導を図るとともに、駅前広場の再整備を行い多くの市民や来訪者が安全で快適にすごせる賑わいのあるまちづくりを進めます。

大船駅周辺では、駅前の防災性、安全性やまちの環境の向上を図るとともに、横浜市側の再開発と連携を図り、まちの一体性、回遊性を高め、地域特性を活かした、暮らしやすく、賑わいのあるまちづくりを進めることにより、より一層の地域の活性化及び拠点性の向上に努めます。

(4) 深沢のまちづくり

鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第3の拠点として、未来志向のまちづくりを進めるため、新駅を含めた藤沢市村岡地区との一体的整備を推進し、ヘルスケア産業のイノベーション拠点をめざします。また、先進的かつ多様な都市機能の導入を図ることで市域全体の持続可能なまちづくりの牽引をしていきます。

(3) 総合交通

交通環境の整備

～ 交通需要マネジメントの施策により、誰もが安全で快適に移動できる「人に優しいまち」となっています。特に新たな交通（移動）システムや手段が有効に機能し、鎌倉らしい交通環境整備が進んでいます。～

施策を取り巻く状況

■現状

季節を問わず多くの観光客が訪れ、特に土・日・休日は著しく交通渋滞が生じていますが、鎌倉地域特有の都市構造ゆえに、自然的歴史的環境の保全と道路整備（ハード施策）の両立が難しいことから、鎌倉地域の交通環境の改善を目的に、交通需要マネジメント施策であるパーク＆ライド、鎌倉フリー環境手形等を実施しています。しかし、休日には依然として慢性的な交通渋滞が発生しており、緊急車両の遅れ、路線バスの定時性の低下、幹線道路の混雑により、生活道路が抜け道となり市民の安全性や快適な生活が損なわれているなど、など、市民生活に大きく支障をきたしています。

交通事故の発生件数は年々減少傾向にある一方で、高齢社会の進行に伴い、交通事故による死傷者数全体に占める高齢者の割合が高くなっています。

近年、健康志向や環境への負荷が少ないことなどから、自転車の利用者が増えていますが、一方で、自転車利用者の交通ルール・マナーの違反が社会問題となっています。

有料及び無料駐輪場（民間含む）が、市内のＪＲ各駅周辺、湘南モノレール沿線や江ノ電沿線に整備され、一部の地域では放置状況の改善が見られるものの、引き続き自転車等の放置防止対策の実施が求められています。

オムニバスタウン計画によりバス路線が整備され、鎌倉駅や大船駅を中心に住宅地を結ぶなど、交通不便地域の解消が図られていますが、依然としてミニバスも走行できない地域があり、その対策が求められています。

■課題

- ・ 交通環境の改善と歩行者を優先した交通体系の確立
- ・ 高齢者を中心とした交通事故防止対策の推進
- ・ 自転車利用者の交通ルール・マナーアップ教育の充実
- ・ 駐輪対策の推進

- ・交通不便地域の解消
- ・交通不便地域の解消

目標とするまちの姿

交通安全意識の普及徹底を図るとともに、交通需要マネジメント施策を進め、交通環境の改善が図られています。特に新たな交通（移動）システムや手段が有効に機能し、鎌倉らしい交通環境整備が進んでいます。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・鎌倉地区の自動車流入台数				
・JR 鎌倉駅の乗降者数				
・幹線道路については、スムーズな交通環境がまた、生活道路については、安全な歩行空間が確保されているまちだと感じている市民の割合				
・市内における駐輪場の駐車可能台数				
・市内における駐輪場の利用待機者数				
・市内における違法駐輪自転車の撤去数				
・市内における自転車事故数				
・市内における歩行者が関係する事故数				
・交通事故死傷者数（SDGs 3.6.1）				
・交通不便地域人口 （SDGs 9.1.1、11.2.1）				
・交通不便地域面積 （SDGs 9.1.1、11.2.1）				
・市内への自動車流入数 （SDGs 11.6.2）				

主な取組

(1) 交通需要マネジメント施策の推進

（仮称）鎌倉ロードプライシングや新たな交通（移動システム）の導入をめざすなど、自動車利用を抑制する等の交通需要マネジメント施策を推進し、交通環境の改善をめざします。

(2) 歩行者を優先した交通体系の確立

生活道路への通過車両進入を抑え、安全で快適な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系をめざします。

また、駐輪対策を進め、歩行者が安心して歩ける空間を確保します。

(3) 交通安全意識の醸成

交通事故防止運動や自転車教室等を実施し、交通安全意識を醸成し、交通事故件数の減少をめざします。

(4) 道路整備

道路・橋りょうの整備・維持管理

～計画的な整備・修繕等が進められ、道路・橋りょう等が安全で快適かつ強靱な状態に保たれています。特に、緊急輸送路や緊急避難路は必要な整備が行なわれ、災害発生時にも市民の安全が確保されています。～

施策を取り巻く状況

■現状

市内の道路は、幅員が狭く、慢性的な交通渋滞の発生や歩行者等の安全性が確保されていない状況です。また、全市的に歩道の整備率が低く、整備されている歩道も幅員が狭いため、安全性が損なわれています。

これらの生活道路は、舗装整備後、相当年数が経過していることから、経年劣化や交通環境の変化、気象状況等による舗装面のひび割れ、でこぼこなどが発生するとともに、ガス・水道等のインフラ整備に伴う舗装の打ち継ぎなどによる劣化箇所が多くなっています。

市内の橋りょうやトンネルは、整備後相当年数を経過していることから、安全性の確認が必要となっています。

こうした道路、橋りょう及びトンネル等の道路インフラについて、道路舗装修繕計画や長寿命化修繕計画を策定し、計画的な修繕等に取り組んでいますが、厳しい財政状況や人員不足等により進捗が遅れており、抜本的な対策が必要となっています。

東日本大震災の発生から、緊急輸送路や緊急避難路へ通じる道路の早期整備の必要性が高まっています。

■課題

- ・道路・橋りょう・トンネルの整備・維持修繕
- ・緊急輸送路・緊急避難路の確保と整備
- ・歩行空間の確保

目標とするまちの姿

計画的な整備・修繕等が進められ、道路・橋りょう等の安全性と快適性が確保され、強靱化が図られています。特に、緊急輸送路や緊急避難路は必要な整備が行なわれ、災害発生時にも市民の安全が確保されています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・道路舗装の健全度				
・トンネルの健全度				
・橋りょうの健全度				
・道路に起因する事故発生率				

主な取組

(1) 道路の整備

だれもが安心して歩ける道路の整備、歩行空間の確保、バリアフリー対策を進める。また、国県道については、神奈川県との調整・協議を図り計画的な整備を要請します。

(2) 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕

老朽化が進む道路・橋りょう・トンネルについて、計画的な維持修繕を行い、災害時にも通行できるよう強靱化を図ります。

(5) 住宅・住環境

住環境の整備

～低所得者や高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、居住支援体制を構築し、居住継続や住宅確保できるよう居住支援環境の整備を進めます～

施策を取り巻く状況

■現状

本市は、すぐれた歴史的自然的環境と良好な住宅地で構成されています。

本市の住宅は、戸建持家を中心に高い水準は維持しているものの、一部に老朽化がみられるほか、高齢社会の進行に伴うひとり暮らしの住宅や空き家が増加しています。また、敷地の細分化による小規模宅地の発生やマンション等への転換も多くみられます。

本市の人口は、年少人口と生産年齢人口に減少傾向が見込まれる一方、老年人口が引き続き増加することが予測されます。また、核家族化の進行による1世帯あたり人数の低下とともに、世帯数も減少傾向へ推移することが見込まれます。

住宅確保要配慮者の多様化が進んでいるほか、住宅確保要配慮者を対象とした賃貸物件が不足しています。

■課題

- ・高齢者の増加や障害者に対応した住宅の供給と相談体制の充実
- ・空き家住宅の増加
- ・若年ファミリー層の定住促進
- ・老朽化した住宅の居住性の向上
- ・多様なニーズに配慮した公営賃貸住宅管理戸数の増加

目標とするまちの姿

優良な既存ストックを活用し、若年ファミリー層の定住促進が進んでいます。また、年齢や家族構成などの変化に即した市内での住み替えが可能となり、地域コミュニティが活性化するなど、活力のある地域社会が形成されています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・高齢者等のための設備がある住宅数				
・住宅確保要配慮者が入居可能な民間賃貸住宅数				
・市内の空き家の件数				

主な取組

(1) ライフステージにあわせた住環境の確保

市営住宅の世帯構成のバランスに配慮した適切な供給や民間賃貸住宅への入居等の支援を行なう居住支援体制の構築などにより、住宅セーフティネットを強化し、世帯構成やライフステージに応じた住宅への入居を支援します。

(2) 空き家の利活用

社会問題化している空き家等の対策として、良質な空き家については関係団体等と連携してリノベーション住宅として賃貸や販売を行うなど、供給促進に向けて情報提供や支援を行います。

(6) 下水道・河川

下水道の整備・管理

～下水道管渠については、未整備区域の整備を進め、下水道処理人口普及率を向上させます。老朽化した下水道施設の改築更新等、維持管理に努めます。下水道施設の地震等災害対策への対策を進めます。処理水及び汚泥等下水道資源の有効利用を進めます。処理場等下水道施設の多目的の利活用を進めます～

施策を取り巻く状況

■現状

公共下水道施設には、供用開始から数十年経過したものもあり、老朽化がみられることから、維持管理に努めるとともに、改築・修繕を進めています。

近年は局所的な集中豪雨の発生等、降雨の変化がみられ、浸水に対するリスクが高まっています。浸水被害の解消を図るため、雨水貯留施設の設置や浸透枳等の普及が求められています。

災害対策として、緊急輸送路等の重要路線にある管路施設の耐震化や、海岸線に設置した幹線管渠の地震・津波対策が求められています。

マンホールの耐震化や河川、雨水調整池への浸水対策が低調傾向にあることから、台風・水害等、災害時のインフラ機能維持に向けた対策が必要であるほか、下水道施設の運営において、多くの温室効果ガスが発生しており、再生可能エネルギー源として下水汚泥等の利活用の推進が必要です。

鎌倉処理区の汚水の幹線管渠及び中継ポンプ場は海岸線沿いに設置してあるため、老朽化対策と併せて地震・津波対策を行う必要があります。

終末処理場から発生する処理水や汚泥は、再生資源としてさまざまな利用の可能性を有しています。温室効果ガス発生減の半分程度が下水道由来であることから、地産地消型の再生可能エネルギー源としての下水汚泥、汚泥焼却灰や下水熱の利活用を推進することが必要です。

貴重な都市空間として、終末処理場などの下水道施設上部の多目的利用が求められています。

■課題

- ・下水道の整備推進
- ・浸水被害防止対策
- ・ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の維持管理・老朽化対策

- ・下水道総合地震対策計画に基づく地震対策及び津波対策
- ・下水道資源の有効活用

目標とするまちの姿

下水道施設の改築・更新が進められ、災害時に安定した下水処理が可能となっています。また、終末処理場で発生する処理水や汚泥等は、再利用や資源化を図っており、環境負荷の軽減も図られています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・公共下水道雨水整備率				
・下水道施設の耐震化率				
・汚泥焼却灰の建築用資材減量化率				
・下水道の接続率 (SDGs 6.3.1、14.1.1)				
・下水道排水面積 (SDGs 6.3.1)				

主な取組

(1) 下水道施設の整備・更新

下水道施設の老朽化の進行状況や管渠が埋設されている道路の重要度等を考慮した計画的な整備・更新を進めます。また、浸水対策として雨水貯留施設の整備を進めます。

(2) 下水道施設の災害対策

下水道BCPの運用により、災害時にも安定した下水道処理ができる体制を整えます。また、下水道施設の耐震化を図るとともに、津波対策として持続型下水道幹線再整備を進めます。

(3) 下水道資源の有効活用

引き続き下水汚泥等の資源を有効活用するとともに、終末処理場などの下水道施設上部を市民に開放するなどの有効活用を進めます。

河川の整備・管理

～河川の浚渫等を定期的に行い、施設の良好な維持・管理に努めるとともに、河川・水路の整備により浸水対策を推進します～

施策を取り巻く状況

■現状

河川施設の老朽化が顕著となる中で、改築・修繕を進めるとともに、施設の維持管理に努めています。また、市街化の進行により施設整備用地等の確保が難しくなっています。

近年は局所的な集中豪雨の発生等、降雨の変化が見られ、浸水に対するリスクが高まっています。

■課題

- ・河川の維持・管理
- ・河川の整備推進
- ・河川への津波遡上対策
- ・超過降雨への対策
- ・親水性のある水辺環境の創出

目標とするまちの姿

河川・水路などの水辺には動植物が生息し、市民の憩いの場となっています。近年多発する台風やゲリラ豪雨、さらには河川津波遡上対策も施され、市街地に潤いと安らぎを与える貴重な空間となっています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・河川の氾濫等に起因する浸水被害の件数				
・動植物が生息する河川の数				

主な取組

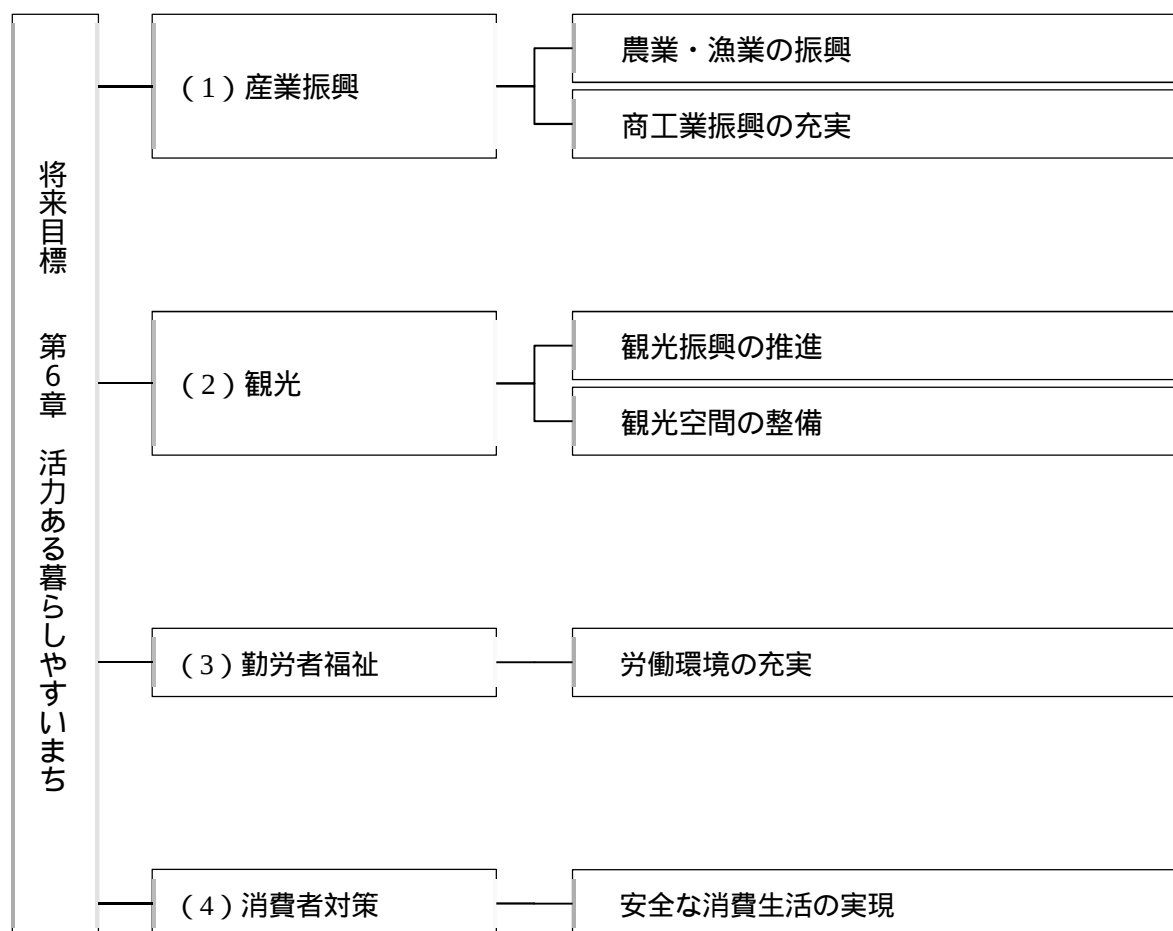
(1) 河川・水路施設の整備

河川・水路施設の定期的な点検、維持管理、整備を進め、局所的な集中豪雨等による浸水被害の軽減を図ります。また、河川津波遡上対策について、県と協議を進めます。

(2) 水辺環境の整備

河川・水路施設の維持管理では、必要な排水能力に影響がない範囲において、動植物の誘導に配慮し、潤いのある水辺環境の整備に努めます。

第6章 活力ある暮らしやすいまち



(1) 産業振興

農業・漁業の振興

～ 農業・漁業経営の安定のため、後継者の育成、地域に即した都市農業・沿岸漁業の振興をめざします～

施策を取り巻く状況

■現状

本市の農業は、農家数及び農業従事者数について、いずれも減少傾向にあります。一方、遊休農地面積は近年減少しています。

地域農業の継続には「人と農地の問題解決」が必要であり、市ではその対応策として「人・農地プラン」を平成 26 年度（2014 年度）に策定、平成 28 年度（2016 年度）に見直しを行い、これによって農業の担い手確保や農地の保全に係る取組を進めています。また、平成 30 年度（2018 年度）に農業振興地域整備計画の見直しを行い、農業生産基盤整備開発計画を定め、生産性の向上を進めています。

農業経営の安定化や地産地消を推進するために農産物等のブランド化を進めており、「鎌倉やさしい」は地元で採れた「新鮮で安全、生産者の顔が見える野菜」として、消費者から好評を得ています。また、ブランド化は、農産物だけでなく水産物への積極的な展開が求められています。

本市の漁業は、定置網、しらす船びき網、わかめの養殖など沿岸漁業を中心に営まれています。担い手の育成・確保や漁獲量の伸び悩みなど漁業経営の安定化を図る施策を講じる必要があります。

鎌倉地域の漁業者の就労環境の改善、漁船の安全確保、台風等の災害対策のために、支援策が必要です。

■課題

- ・ 農業経営及び漁業経営の安定化
- ・ 農業及び漁業の担い手や後継者の育成、確保
- ・ 遊休農地の解消
- ・ 鎌倉地域の漁業支援施設の整備

目標とするまちの姿

就労環境の改善などにより新たな担い手や後継者の育成・確保が進むとともにまた農水産物のブランド力向上や6次産業化への取組により、鎌倉ブランドの農水産物は市民だけでなく、鎌倉を訪れる観光客にも普及が進んでいます。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・総農家数 (SDGs 2.4.1)				
・遊休農地面積 (SDGs 2.4.1)				
・「鎌倉やさい」の認知度				
・ブランド認定した野菜の出荷量、売上高 (SDGs 2.4.1)				
・「鎌倉やさい」を食べたことがある市民の割合				
・「鎌倉やさい」を優先的に買いたいと思う市民の割合				
・耕地面積 (SDGs 2.4.1)				
・漁業従事者数				
・鎌倉ブランド (水産物) の認知度				
・鎌倉で採れる魚介類を食べたことがある市民の割合				
・鎌倉で採れる魚介類を優先的に買いたいと思う人の割合				
・市内の漁獲高 (SDGs 2.4.1)				

主な取組

(1) 農業環境の整備・保全

農業が安定的に営まれ、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる都市農業の振興施策を推進します。

また、市内で生産される野菜の地産地消に向けた取組や、農産物の鎌倉ブランドの認知度向上のための取組を推進します。

(2) 漁業環境の整備・保全

漁業が安定的に営まれ、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる沿岸漁業の振興施策を推進します。また、市内で水揚げされた魚介類の地産地消や6次産業化に向けた取組や、水産物のブランド化を推進します。

商工業振興の充実

～市内の企業や商店街団体等の活性化に向けた取組の支援を行います～

施策を取り巻く状況

■現状

本市の商業は、事業所数、売上金額ともこれまでの減少傾向から平成 29 年（2017 年）には増加に転じているものの、市内の商店街団体へのアンケート調査の結果、40%を超える商店街団体から景況感が悪化していると回答があり、多くの商店街は厳しい状況となっています。今後は、本市の観光都市としての特性を生かした商業の活性化が期待されています。

製造業については、事業所数、従業員数とも減少傾向にあり、製造品出荷額等も横ばい傾向に留まっています。さらに、大規模な製造業の工場の撤退等により、産業基盤の弱体化が進んでいます。

市内事業所の 9 割以上を占める中小企業は、さまざまな経営努力をしているものの、IT 化などが進んでおらず、経営基盤の強化による生産性の向上が課題となっています。加えて、後継者不足による事業承継も問題となっています。

伝統的工芸品については、年々出荷額・従事者ともに減少しており、保護・育成が必要です。

■課題

- ・商店街の利用促進
- ・企業撤退の抑制と新たな産業の誘致
- ・中小企業の経営基盤の強化
- ・中小企業の後継者の確保、育成
- ・伝統的工芸品の担い手の育成と販売促進

目標とするまちの姿

中小企業を中心とした市内企業の事業拡大や、起業支援等により、産業が活性化しています。

テレワークの推進、新規成長産業の支援などにより、情報・技術、人材の集積が進み、新たなイノベーションもが生まれるとともに、伝統的工芸品や既存商店街などまちの資源との連携・共創も進んでいます。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・市内事業所における従業者数 (SDGs 9.2.2)				
・市内の事業所数				
・身近な商店街において、便利で魅力的な買い物ができていると思う市民の割合				
・インターネット販売や大型ショッピングモールではなく、身近な商店街で商品を購入したいと思う市民の割合				
・身近な商店街が賑わっていると感じている市民の割合				
・身近な商店街に交流する場があると思う市民の割合				
・鎌倉彫の伝統工芸士の人数				
・ふるさと寄附金での返礼品で鎌倉彫を選んだ寄附者の数				
・納税義務者一人当たりの納税額 (SDGs 8.1.1)				
・労働者の平均時給(職業、年齢、障害者別)(SDGs 8.5.1)				

主な取組

(1) 商工業の活性化、雇用機会の拡大

事業者や商工団体との連携を強化し、商工業の振興を図ります。

また、市内への企業立地や市内事業者の事業拡大に対する支援を行うことで、商工業の活性化や、市内での雇用機会の拡大を図ります。

(2) 地域の特性を生かした商店街の活性化

商店街が「物販・サービスの場」としてだけでなく、「まちの顔」「地域コミュニティの場」として賑わうよう、地域の特性を生かした商店街づくりを支援します。

(3) 中小企業の支援

経営相談や融資・補助制度の充実、受注機会の拡大を図ることで、中小企業の創業、経営安定、経営革新を支援します。

(4) 伝統工芸の伝承及び事業活動の支援

市内で唯一の伝統的工芸品である鎌倉彫の保護・育成を目的とした事業活動の支援を行います。

(2) 観光

観光振興の推進

～成熟した観光都市としての鎌倉に市民が誇りや郷土愛を感じつつ、安心して穏やかに暮らせるまちをつくり、観光の振興を地域の活性化につなげます～

施策を取り巻く状況

■現状

本市は、美しい自然環境と我が国を代表する貴重な歴史的遺産に恵まれている一方で、東京都心部からアクセスが良好な観光地であり、内外から毎年延べ2千万人を超える観光客が訪れています。

長期的には日本人の観光客は人口減少に合わせて減少する見込みですが、その一方で世界の観光市場はますます拡大を続けており、東アジア地域を中心に多くの訪日外国人観光客が鎌倉を訪れており、東京オリンピック・パラリンピックを契機として今後さらに増加すると見込まれています。

市内に交流やそれによる地域の活性化に取り組む多数の市民団体があり、観光客との交流やおもてなしの担い手に恵まれています。

多数の観光客が訪れている一方、その大多数が観光消費額の少ない日帰り観光客であり、一人当たりの観光消費額は低い水準にあります。

多くの観光客が訪れるなか、閑静な住宅街での大声やごみのポイ捨てなど、観光客のマナーの問題が深刻化し、観光産業と地域社会との調和の確保が大きな社会問題となりつつあります。

■課題

- ・増加する外国人観光客への対応
- ・鎌倉らしさを生かした観光プログラムの提供
- ・観光客の季節的・時間的・地域的な平準化
- ・観光客へのマナーの啓発
- ・観光振興による地域活性化への市民や多様な関係団体の理解と参画の促進
- ・観光の担い手の要望把握と支援

目標とするまちの姿

多様なプログラムと効果的な情報の提供により、訪れた観光客が、鎌倉の歴史や伝統などを十分に満喫できる、魅力あふれる都市になっています。また、観光客と市民との情報共有、交流が進み、地域全体で観光振興に取り組み、地域振興・地域コミュニティの活性化が図られています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・観光客の満足度と市民の満足度の差				
・一人当たり観光消費額（宿泊客、日帰り客）（SDGs 8.9.1）				
・観光客の平均滞在時間数				
・観光の担い手の満足度				
・ボランティアガイドの利用者数				
・外国語ボランティアの利用者数				
・宿泊客数				
・平均立寄地点数				

主な取組

(1) ホスピタリティの向上と観光客のモラル向上

市民・事業者のホスピタリティの向上と、観光客のモラル向上を図り、市民と観光客がともに快適に過ごせる環境づくりを推進します。

また、散乱ごみ対策など、地域一体となって、きれいなまちづくりに取り組み、観光客のまち美化意識の向上を図ります。

(2) 観光振興による地域の活性化

観光資源を生かした収入を確保していくための仕組みづくりや、観光客と市民との交流の活性化を推進することで、観光消費や交流人口の拡大を通じた地域の活性化を図ります。

(3) 多様な取組主体の参画と連携

観光事業者や観光団体、生産者、市民団体などのネットワークを拡げ、主体間の連携を強化し、地域全体で観光振興を推進します。

(4) 分散型観光の推進

観光客の地域的な分散化や回遊性の向上に向け、比較的に観光客が集中していない観光地点や、観光客に知られていない潜在的観光地点を新たな観光資源として活用し、観光客を誘導します。

また、早朝・夜間における観光の魅力を発信し、観光客の時間的な分散化を図ります。

観光空間の整備

～既存の観光資源を継承しつつ、鎌倉の魅力や価値を発掘し、新たな観光資源として発展させ、誰もが安全で快適に鎌倉で楽しみ、学習意欲や交流意欲を持って訪れる観光客も満足できる空間を整備します～

施策を取り巻く状況

■現状

伝統と快適性が調和した観光空間の実現に向けて、歴史的遺産の保存・管理、観光、交通、防災、都市景観、環境及び情報発信の各分野における取組を行っています。

観光案内施設、公衆トイレなどの受け入れ施設や駐車場をはじめとする交通施設など、多くの来訪者を迎えるための観光基盤整備が十分ではありません。

鎌倉の知られざる魅力や価値に光をあて掘り起こすとともにそれらを新たな観光資源として、積極的に保存・整備し、活用することによって多様性に富んだ鎌倉の魅力や価値を高めることが求められます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックをきっかけとして、また、2030年に6000万人の外国人観光客の受け入れを政府がめざしていることもあり、多くの外国人が訪れることから、受入地の整備は継続して取り組まなければなりません。

多数の観光客が訪れていることから、災害時にはその安全誘導や、受入などの安全対策を講じる必要があり、その備えにも多くの負担が生じています。

■課題

- ・各種観光基盤施設の整備と維持管理
- ・観光案内施設の多言語対応の充実
- ・新たな観光資源の発掘、整備と活用
- ・訪日外国人観光客への防災情報の発信
- ・大規模災害発生時の観光客の一時避難への対応

目標とするまちの姿

世界中から訪れる観光客、子どもから高齢者・障害のある方など、全ての来訪者が安全で快適に過ごすことができる環境が整備されています。また、自然災害等が発生した際の備えも整えられ、観光客が安心して観光できるまちとなっています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・ 公衆トイレのバリアフリー化率				
・ 公共施設の多言語対応率				
・ 駅やまち中での誘導サイン・看板等 がわかりやすいと感じた観光客の割合				
・ 観光客の満足度				
・ 観光客の再来訪意向率				
・ 無料 Wi-Fi スポット数 (SDGs 9.c.1)				

主な取組

(1) 観光施設の整備

外国人観光客や高齢者、障害のある方などでも安全で快適に観光できるよう、ホスピタリティに配慮した観光施設の整備を進めます。

(2) 観光客の安全・安心の確保

災害や事件・事故など緊急事態の発生時でも観光客の安全・安心を確保できるよう、防災・防犯・救急等に関する情報環境を整備します。

(3) 観光資源の保全・整備と魅力や価値の向上

歴史、文化、自然、景観など様々な遺産を保存・継承しつつ、潜在的観光資源を掘り起し、新たな観光資源として発展・向上させる取り組みを推進します。

(3) 勤労者福祉

労働環境の充実

～就職や就労に支援が必要な市民に、セミナーや就職面接会、労働相談等を開催して支援すると共に、単独で福利厚生の実施を図ることが難しい中小企業を支援して中小企業勤労者の労働環境の整備を図ります。また、技能職の周知と継承を図ります～

施策を取り巻く状況

■現状

求人倍率は平成 29 年（2017 年）から上昇傾向にありますが、依然として求職者を取り巻く社会環境は厳しい状況にあります。

若年層の就業意識や産業構造の変化などにより、全国的に定職につかずアルバイトなどで生活するフリーターや、学校に行かず、働かず、職業訓練も受けていない若者（ニート）の人口は、若年層の人口減少により、横ばいまたは微減傾向にあるものの依然として大きな規模を占めています。

本市、藤沢市と茅ヶ崎市との連携により、湘南勤労者福祉サービスセンターにおいて、中小企業勤労者の福利厚生の実施に向けて、各種事業を実施しています。平成 29 年（2017 年）4 月から平成 30 年（2018 年）3 月にかけて「湘南勤労者福祉サービスセンター」に加入する鎌倉市の事業所加入人数は、2,793 人から 3,008 人に増加しました。

労働相談の件数はやや減少傾向にありますが、より利用しやすく、勤労者の様々な悩みや困難の解消に寄与するものとなるよう取り組んでいくとともに、職場環境の変化に対応した安全衛生、健康管理の対策が求められています。

技能職への若年層の就職率は低く、また離職率も高くなっています。こうした状況から後継者不足は大きな課題となっており、優秀な技能者の表彰や技能祭などで多様な技能をより市民に周知し、技能職への関心を高める必要があります。

■課題

- ・就労困難者の就労、離職者の再就職の支援
- ・中小企業勤労者の福利厚生に係る支援と労働環境の向上
- ・メンタルヘルスやハラスメントに起因する労働環境問題の改善
- ・多様な技能の広い周知と後継者不足の技能職の継承

目標とするまちの姿

就労支援、雇用支援等の充実が図られ、市民それぞれの希望に沿った多様な働き方が可能となっています。また、勤労者に対する福利厚生をはじめとする労働環境の整備も進んでいます。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・希望する職場で就労できていると感じる市民の割合				
・市内事業所における従業員の正社員率				
・湘南合同就職面会における参加者の就職率				
・「仕事と生活のバランスがとれている」と感じている市民の割合				
・労働相談件数のうち、解決に結びついた割合				
・労働者の平均時給（職業、年齢、障害者別）（SDGs 8.5.1）				
・失業率（性別、年齢、障害者別）（SDGs 8.5.2）				
・市内の事業所における障害者就労者数（SDGs 8.5.2）				
・致命的及び非致命的な労働災害の発生率（性別、移住状況別）（SDGs 8.8.1）				

主な取組

(1) 就労支援の充実

就職希望者のニーズに合った就労情報の提供や、相談・支援を行うなど、就労支援施策を推進します。また、関係機関と連携し、就労困難若年者の職業的自立を促します。

(2) 労働環境の充実

雇用や労働環境に不安や不満を持つ勤労者に各種相談事業を実施するとともに、中小企業勤労者の福利厚生を総合的に行う湘南勤労者福祉サービスセンターを支援します。

(4) 消費者対策

安心な消費生活の実現

～市民一人ひとりが自立した消費者としてその消費力を活かし、消費者被害のない社会をめざします～

施策を取り巻く状況

■現状

消費者と事業者との間には情報の質・量や交渉力等に格差があります。この格差を埋めるために消費者施策が必要です。

商品やサービスが多様化しさまざまな情報があふれる中で、市民は消費生活を営むために必要な情報の速やかな収集と必要な知識を習得し、判断力を養う必要があり、主体的に行動するための啓発や教育を受ける機会の提供が求められています。

モラルを欠いた一部事業者による悪質な消費者被害が発生し、その内容は多様化しており、不適正な取引行為を防止する施策の充実が必要です。特に、日中一人で自宅にいることの多い高齢者は、悪徳商法のターゲットとなりやすく、高齢化率が高い本市においても大きな問題となっており、消費者被害にあった際の回復支援や消費生活体制の充実が求められています。このため、高齢者には、SNSなどの電子媒体で情報を受け取れない方が少なくないことから、消費者被害防止に向けた情報提供や啓発の充実が必要となります。

■課題

- ・多様化する消費社会への対応
- ・消費生活における被害未然防止対策
- ・消費者被害の回復支援、消費生活相談体制の維持
- ・高齢者に伝わりやすい消費者被害防止に係る情報提供や啓発機会の充実

目標とするまちの姿

市民一人ひとりが、社会経済情勢や地球環境に配慮した消費行動を行ない、公正で持続可能な社会の形成に寄与しています。また、消費者被害の未然防止や拡大防止のための支援が充実し、消費者被害のない社会の実現に着実に近づいています。

施策の方針の成果指標

指標名	定義 (計算式)	初期値	目標値	
		2019 年度	2025 年度	2030 年度
・暮らしのニュースの認知度				
・サステナブルラベルの認知度				
・消費生活センターが認知した 消費被害者数				
・消費生活センターにおける消費者被 害の解決数				

主な取組

(1) 消費者教育の推進と持続可能な消費の普及

消費者市民が、自ら考え、行動するための情報と支援を提供します。特に、社会経済情勢や地球環境に配慮した消費行動を促すための取組を推進します。

(2) 消費者被害の未然防止と拡大防止

消費者被害の発生を予防するため、消費者に対して講座の開催や様々な媒体を利用した情報提供に努めます。

また、高齢者、障害者など消費者の状況に応じた情報提供、啓発を団体との協働も交えながら実施します。

(3) 消費者被害の救済

消費生活相談による助言・あっせんを行うとともに、消費者被害の回復支援に取り組みます。